

平成 26 年度岩手県政策評価委員会

日 時 平成 27 年 2 月 10 日 (火) 14 : 30 ~ 15 : 20
場 所 盛岡市勤労福祉会館 5 階 大ホール

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 平成 26 年度の政策評価等の実施状況及び各専門委員会の開催状況等について
(報告)

(2) 平成 26 年度の政策評価結果等の政策等への反映状況について (報告)

(3) 復興の進捗状況について (情報提供)

4 閉 会

配布資料一覧

- 委員名簿
- 座席表
- 資料No. 1 平成 26 年度政策評価等の実施状況と各専門委員会の開催状況
- 資料No. 2 平成 26 年度政策評価結果等の政策等への反映状況の概要
- 参考資料No. 1 政策評価結果の政策等への反映状況（個別調書）
- 別冊資料 いわて復興の歩み

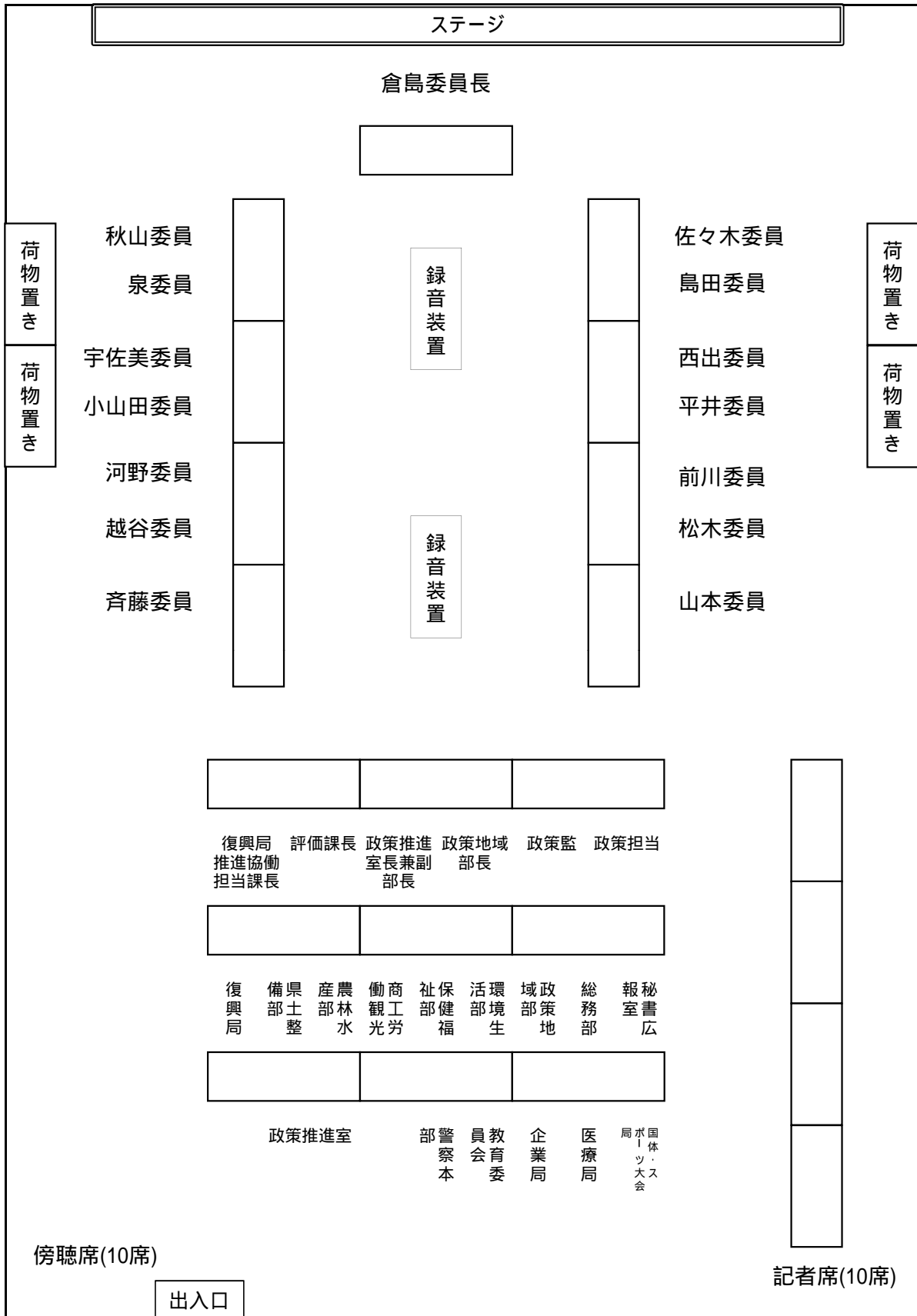
岩手県政策評価委員会 委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
秋 山 信 愛	税理士法人秋山会計事務所 所長 公認会計士・税理士	企業会計	
泉 桂 子	岩手県立大学総合政策学部 准教授	森林経営学、地域 活性化論、現代農 村社会論	
伊 藤 歩	岩手大学大学院工学研究科 准教授	土木環境システム	
宇佐美 誠 史	岩手県立大学総合政策学部 助教	交通工学 国土計画	
小野澤 章 子	岩手大学人文社会科学部 准教授	地域社会学	
小山田 サナエ	のぞみ設計室代表	建築	
倉 島 栄 一	岩手大学農学部 教授	水文学	委員長
河 野 達 仁	東北大学大学院情報科学研究科 教授	費用便益分析 交通・都市計画	
越 谷 信	岩手大学工学部 准教授	地質学	
斉 藤 徹 史	東北公益文科大学公益学部 講師	行政法、公共調 達、官民連携政策	
佐々木 幹 夫	八戸工業大学大学院 教授	水工学、自然災害 科学、河川工学、 海岸工学	
佐 藤 徹	高崎経済大学地域政策学部 大学院地域政策研究科 教授・地域政策研究センター長	政策評価	
島 田 直 明	岩手県立大学総合政策学部 准教授	植生学・環境生態 学	
西 出 順 郎	岩手県立大学総合政策学部 教授	政策評価 大学評価	副委員長
林 謙 志	北光監査法人 公認会計士	企業会計	
平 井 寛	岩手大学工学部 准教授	地域計画	
前 川 敬 子	遠野市観光協会 副会長 合同会社もくもく絵本研究所 代表社員	地域活動	
松 木 佐和子	岩手大学農学部 講師	森林保全生態学	
山 本 清 仁	岩手大学農学部 准教授	施設機能工学	
若 菜 千 穂	NPO法人いわて地域づくり支援センター 常務理事	地域計画	

平成26年度 岩手県政策評価委員会 座席表

日時：平成27年2月10日（火）14：30～15：20

会場：盛岡市勤労福祉会館 5階 大ホール



平成 26 年度の政策評価等の実施状況及び各専門委員会の開催状況

	政策評価	事務事業評価	公共事業評価	大規模事業評価	
評価の実施状況等	<p>○「いわて県民計画」第 2 期アクションプラン[政策編](H23-H26)の 42 の政策項目及び 179 の具体的な推進方策を対象に評価 ※震災対応への影響を考慮し、効率的に評価を行うため評価調書の整理・統合等を実施(H23～)</p> <p>「主要施策の成果に関する説明書」の作成・議会報告(9月)</p> <p>アクションプランに掲げた「目指す姿指標」等の動向を中心に 25 年度の取組実績を取りまとめ</p> <p>「政策評価等の実施状況報告書(政策評価レポート 2014)」の作成・議会報告(11月)</p> <p>各指標の実績に加え、政策を取り巻く状況や県以外の主体の取組状況等から総合的に評価し、課題と今後の方向を取りまとめ</p> <p>「政策評価結果等の政策等への反映状況報告書」の作成・議会報告(2月)</p> <p>評価結果の 27 年度の政策等への反映状況(新規事業創設、既存事業拡充等)を取りまとめ</p>	<p>○事務事業のうち、アクションプランを構成する事業を含む政策的な事業を対象に評価 ※震災対応への影響を考慮し、事業ごとに評価調書を作成せず一覧表で整理する形に簡素化(H23～)</p> <p>各プラン構成事業の「成果指標」等の 25 年度の実績を取りまとめ</p> <p>各指標の実績に加え、上位施策との政策体系等を踏まえつつ事業の必要性や有効性を考慮して、今後の方向(拡充、継続、廃止等)を取りまとめ</p> <p>評価結果を踏まえた各事業への 27 年度当初予算の措置状況を取りまとめ</p>	<p>○「事前評価」「継続評価」「再評価」では、「必要性、重要性、緊急性、効率性及び熟度の指標」や「自然環境等の状況及び環境配慮事項」などの評価を踏まえ、総合評価(事業実施、事業継続等)を実施</p> <p>○「事後評価」では、「事業の効果」や「利用者等の意見」、「社会経済情勢及び自然環境等の変化」を踏まえ、今後の課題(当該地区の課題、今後の同種事業のあり方や事業評価手法の見直しの必要性)を把握</p> <p>○公共事業の再評価、大規模事業の事前評価・再評価については、委員会に諮問し、審議(事後評価は報告)※震災対応への影響を考慮し、委員会への諮問案件の絞り込み等を実施</p> <p>○左記「政策評価等の実施状況報告書」及び「政策評価結果等の政策等への反映状況報告書」に、各評価結果と予算措置の状況をそれぞれとりまとめて記載</p>	<p><評価実施地区数:計 412 地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前評価 73 地区 ・継続評価 334 地区 ・再評価 3 地区 (うち委員会諮問 3 地区) ・事後評価 2 地区 	<p><評価実施地区数:計 33 地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前評価 5 地区 (うち委員会諮問 5 地区) ・継続評価 23 地区 ・再評価 2 地区 (うち委員会諮問 1 地区) ・事後評価 3 地区 ※ 事前評価 4 地区、再評価 1 地区で県民意見の募集(パブリック)実施
	専門委員会の開催状況	<p>政策評価専門委員会</p> <p>【開催 3 回】</p> <p>第 1 回(7 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度主要施策の成果に関する説明書の作成状況 ・復興実施計画(第 1 期)の施策体系・事業に基づく進捗状況(情報提供) ・事務事業評価に係る適切な指標設定等のための取組 <p>第 2 回(11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度政策評価等の実施状況(政策評価レポート 2014) ・事務事業評価における適切な指標設定等のための取組状況 <p>第 3 回(本日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度の政策評価及び事務事業評価の実施予定 ・平成 27 年度の専門委員会の開催予定 	<p>公共事業評価専門委員会</p> <p>【開催 4 回】(6～2月、現地調査を含む)</p> <p>再評価地区の審議(3 地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携道路整備事業(地域密着型)(主要地方道北上東和線北上市平成橋) ・火山砂防事業(馬淵川水系一戸町平糠沢) ・広域河川改修事業(一級河川馬淵川金田一～保戸坂) <p>事後評価地区の報告(2 地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地方道路整備事業(国道 284 号一関市清田) ・通常砂防事業(その他水系釜石市箱崎東の沢) <p>第 4 回(本日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討課題の報告及び評価指標の一部変更 ・平成 27 年度の専門委員会の開催予定 	<p>大規模事業評価専門委員会</p> <p>【開催 9 回】(6～2月、現地調査を含む)</p> <p>事前評価地区の審議(5 地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営体育成基盤整備事業若柳中部地区(基本設計後) ・高田松原津波復興祈念公園広域公園整備事業(基本構想作成後) ・岩手県立療育センター整備事業(基本設計後) ・高森高原風力発電所(仮称)(基本設計後) ・岩手県立盛岡となん支援学校(仮称)整備事業(基本設計後) <p>再評価地区の審議(2 地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津付ダム建設事業(H25 からの継続審議) ・川原川総合流域防災事業 <p>事後評価地区の報告(3 地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営体育成基盤整備事業姉体地区 ・地域振興支援道路ネットワーク道路整備事業東磐井地区 ・盛川総合流域防災事業(河川) <p>第 9 回(本日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付帯意見に基づく状況報告 ・検討課題の報告及び評価指標の一部変更 ・平成 27 年度の専門委員会の開催予定 	

平成 26 年度政策評価結果等の政策等への反映状況の概要

第 1 政策評価及び事務事業評価の反映状況

- 政策評価及び事務事業評価については、平成 25 年度の各指標の実績を取りまとめた「主要施策の成果に関する説明書・いわて県民計画実施状況報告書」を 9 月に作成した後、平成 27 年度以降の政策形成に向け、政策等の現状、課題や今後の方向を「政策評価レポート」として取りまとめ、11 月に公表しました。
- 今回、これら政策評価等の結果を、平成 27 年度の政策等の立案、予算の編成等に反映させ、新規事業の創設や制度・組織体制の見直しなどを行いました。
- 今後も政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを確実に機能させ、いわて県民計画の着実な推進を図っていきます。

1 政策評価結果の反映状況

政策評価は、いわて県民計画第 2 期アクションプラン[政策編]を構成する 42 の政策項目※を対象に実施しました。

これを踏まえ、「新規事業の創設」(54 事業)や「既存事業の拡充」(34 事業)、「制度・組織体制の見直し」を行うなど、評価結果を平成 27 年度の施策、事業等に反映させました。

※ 政策 I において、中小企業支援の強化の観点から「政策項目 No. 6-2 中小企業の経営力の向上」を特出して設定しているため、集計上の総数は 43 項目となる。

(1) 反映状況

政 策	政 策 項目数	評価結果が 概ね順調 以上の割合	反 映 結 果				計
			新規事業 の創設	既存事業 の拡充	制度・組織 体制の見直し	その他取組 改善強化等	
I 産業・雇用	9	100.0%	7	12	3	19	41
II 農林水産業	5	100.0%	14	7	2	32	55
III 医療・子育て・福祉	3	66.7%	16	7	9	20	52
IV 安全・安心	7	85.7%	6	1	3	11	21
V 教育・文化	10	90.0%	10	2	3	24	39
VI 環境	3	33.3%	0	1	5	13	19
VII 社会資本・公共交通・情報基盤	6	66.7%	1	4	0	18	23
合 計	43	83.7%	54	34	25	137	250

※ 新規事業の創設及び既存事業の拡充については、重複を避けるため再掲事業を除いて集計している。

(2) 主な反映内容

政 策	区分	反 映 内 容
I 産業・雇用	新規	地域外からの人材確保及び人材定着・県外流出防止を図るため、U・Iターンの促進や県内企業の「採用力」の強化等を支援する「いわて人材確保支援事業費 (H27 予算 23,230 千円)」を創設します。
	拡充	自動車関連産業の開発・生産拠点化を促進することを目的とし、研究開発に対する支援を行うため「自動車関連産業創出推進事業費 (H27 予算 55,221 千円)」を拡充します。
II 農林水産業	新規	女性の経営参画や就農を促進していくため、肉用牛生産及び酪農に携わる若い女性を「牛飼い女子」として、ネットワークの構築や女性の視点を生かしたグループ活動、活動情報の発信を支援する「いわて発元気な牛飼い女子応援事業費 (H27 予算 4,793 千円)」を創設します。
	新規	全国トップクラスの品質と美味しさを誇る県産米の評価と知名度の向上を図るため、県オリジナル新品種のブランド化と、県民運動を核とした県産米の消費拡大に向けた取組を実施する「日本一の美味しいお米の国づくり推進事業費 (H27 予算 26,811 千円)」を創設します。

Ⅲ 医療・子育て・福祉	新規	結婚支援センターを設置し、婚活イベントの情報発信や、会員相互のマッチング支援を行うなど、結婚、妊娠・出産や子育ての各ライフステージに応じた支援を行うため、「いわての子どもスマイル推進事業費（H27 予算 52,060 千円）」を創設します。
	制度	地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、各医療機能の必要量等を含む地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示す 地域医療構想の策定 に取り組みます。
Ⅳ 安全・安心	新規	災害時における市町村等からの情報収集・分析を迅速に行い、効果的な災害対応が可能となるよう「 災害情報システム整備事業費 （H27 予算 101,619 千円）」を創設し、県における災害対応オペレーション機能の充実・強化を図ります。
	拡充	食品の安全性に関する情報をより効果的に県民に届けるため、動画を作成し、DVDによる配布やホームページ上での配信を行うとともに、適正な食品表示を引き続き確保して行くため、新たに施行される「 食品表示法 」に係る説明会の開催や事業者の指導に取り組む必要があることから、「 食の信頼確保向上対策事業費 （H27 予算 5,858 千円）」を拡充します。
Ⅴ 教育・文化	新規	高い課題解決能力やコミュニケーション能力を持ち、将来の本県の発展を支える人材を育成するため、「 グローバルいわて推進事業費（希望郷いわてグローバル人材育成事業） （H27 予算 8,574 千円）」を創設します。
	組織	平成 28 年 1 月・2 月の第 71 回国民体育大会（冬季大会）及び平成 28 年 10 月の第 71 回国民体育大会（本大会）・第 16 回全国障害者スポーツ大会の開催に向け、 国体・障がい者スポーツ大会局の組織体制を拡充 します。
Ⅵ 環境	拡充	シカの生息域の拡大を抑制し農業被害を低減するため、「シカ特別対策費（放射能対策）」を「 指定管理鳥獣捕獲等地域戦略事業費（シカ捕獲対策） （H27 予算 85,056 千円）」として拡充し、生息状況調査や希少高山植物の食害が懸念される早池峰山周辺地域のシカの生息動向の監視を強化するとともに、捕獲圧を高め個体数管理を適切に行うための捕獲事業を実施します。
	制度	多様な 再生可能エネルギー の導入促進を図るため、地熱利用発電やバイオマス利用発電、チップボイラー等の熱利用も対象とするよう、 県単制度融資を拡充 します。
Ⅶ 社会資本・公共交通・情報基盤	新規	人口減少や高齢化が進展する中で、地域社会の活力を維持・向上させるために、地域公共交通が果たす役割が増大していることから、市町村が主体となった公共交通ネットワークの再編や利用促進等の取組を支援するため、「 地域公共交通活性化推進事業費補助 （H27 予算 15,000 千円）」を創設します。
	拡充	被災者の持ち家再建を円滑に進めるため、岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度に全国の事業者が参加できるよう運用を拡大し、被災者の円滑な工務店の確保や工務店の円滑な人材・資材確保を支援する必要があることから、「 生活再建住宅支援事業費 （H27 予算 2,415,669 千円）」を拡充します。

2 事務事業評価結果の反映状況

事務事業評価は、第 2 期アクションプラン[政策編]を構成する 562 事業と、それ以外の政策的な 160 事業の合計 722 事業を対象に実施しました。

平成 27 年度は、本格復興期間 3 年の中間年にあたり、復興道路や災害公営住宅等の整備進捗に伴う予算の大幅な増加が見込まれる中、事務事業評価結果などを踏まえて「**縮減**」又は「**廃止・休止**」とした事業は **47 事業**、予算のうち一般財源で 16 億 9,500 万円を縮減しました。

また、「**継続**」の 592 事業においても事務の効率化を進めるとともに、事業内容の充実など **41 事業の「拡充**」や **64 事業の「新規**」創設など事業の選択と集中を行いながら、復興の量の確保と質の向上を図った結果、全体として一般財源で 268 億 2,200 万円の増加となりました。

なお、事務事業評価結果の公表時から今回の予算化に伴い、評価と反映結果に相違が生じた事業は 94 事業です。これは、予算編成段階において県の財政状況や国の制度改正の状況等を踏まえ、事業の必要性等について更に精査を行い整理統合を進めたもののほか、新たな課題に対応するための新規制度の創設等、評価時から予算編成時まで生じた状況変化によるものです。

(1) 反映状況

区分	評価結果	反映結果	構成比 (%)	増減額※ (百万円)	うちアクションプラン構成事業					
					うち一般財源・県債	評価結果	反映結果	構成比 (%)	増減額※ (百万円)	うち一般財源・県債
拡充	11	41	5.7%	118	372	7	34	6.0%	13	276
継続	656	592	82.0%	72,147	29,185	513	461	82.0%	70,567	27,316
縮減	8	12	1.7%	△ 1,921	△ 990	7	10	1.8%	△ 1,837	△ 995
廃止・休止	16	35	4.8%	△ 2,944	△ 705	12	28	5.0%	△ 2,842	△ 661
うち純粋な廃止・休止	7	12	1.7%	△ 2,384	△ 285	4	8	1.4%	△ 2,286	△ 244
うち新規事業への統合	3	10	1.3%	△ 472	△ 405	3	10	1.8%	△ 472	△ 405
うち拡充事業への統合	1	1	0.1%	△ 3	△ 3	1	0	0.0%	0	0
うち継続事業への統合	5	12	1.7%	△ 85	△ 12	4	10	1.8%	△ 84	△ 12
うち縮減事業への統合	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0
終了	31	42	5.8%	△ 8,562	△ 1,788	23	29	5.2%	△ 8,042	△ 1,582
小計 (A)	722	722	100.0%	58,838	26,074	562	562	100.0%	57,859	24,354
新規 (B)	—	64	—	1,996	748	—	54	—	1,863	629
合計 (A+B)	722	786	100.0%	60,834	26,822	562	616	100.0%	59,722	24,983

※ 増減額は、平成 26 年 9 月現計予算 (評価時点) から平成 27 年当初予算の増減額である。

(2) アクションプラン構成事業の政策別内訳

区分	拡充	継続	縮減	廃止・休止						終了	新規	計
					廃止・休止	新規統合	拡充統合	継続統合	縮減統合			
I 産業・雇用	12	72	0	5	2	2	0	1	0	4	7	100
II 農林水産業	7	91	0	6	3	1	0	2	0	12	14	130
III 医療・子育て・福祉	7	100	6	6	1	4	0	1	0	8	16	143
IV 安全・安心	1	33	1	2	0	0	0	2	0	0	6	43
V 教育・文化	2	70	2	5	0	3	0	2	0	1	10	90
VI 環境	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
VII 社会資本・公共交通・情報基盤	4	66	1	4	2	0	0	2	0	4	1	80
合計	34	461	10	28	8	10	0	10	0	29	54	616

<見直しの例>

事業名	評価結果	反映結果	反映内容	増減額(千円) (一般財源額)
若者出会い応援推進事業費	拡充	廃止・休止 (統合・新規)	平成 27 年度から事業内容を見直し、新たに「いわての子どもスマイル推進事業費」として実施します。	△ 2,828 (△ 2,828)
地域少子化対策推進事業費	継続			△ 9,464 (0)
移住地域とのかけはし推進事業費	継続	廃止・休止 (統合・新規)	事業を統合し、「留学生等人材ネットワーク形成事業費」を新設します。	△ 2,579 (△ 2,579)
東アジア留学生等人材ネットワーク形成事業費	継続			△ 8,700 (△ 8,700)

第2 公共事業評価及び大規模事業評価の反映状況

- 公共事業評価及び大規模事業評価については、必要性や効率性、環境の保全への配慮等の観点から、事業の実施、継続等の方向性の評価を行い※¹、その結果を「政策評価レポート」として取りまとめ※²、11月に公表しました。
- 今回、これらの公共事業評価等の結果を、予算編成等を通じて平成27年度の事業に反映させ、新規事業地区の採択や既存事業地区の継続等を判断しました。
- 今後も公共事業評価等の仕組みに基づくマネジメントサイクルを確実に機能させ、事業の効率化及び重点化を進めるとともに、事業効果の早期発現を目指して事業展開していきます。

※¹ 災害復旧事業及び維持管理に係る事業は評価の対象から除く。

※² 10月30日までに評価を実施した地区を掲載した。

1 公共事業評価結果の反映状況（対象410地区）

(1) 事前評価

事前評価を行った73地区※のうち、69地区を事業採択、4地区は他地区重点化等のため不採択としました。

※ 政策評価レポートの取りまとめ後に評価を実施した8地区を含む。

所管部局	評価実施地区数	評価結果				反映結果	
		AA	A	B	C	事業採択 (H27当初予算額)	不採択
農林水産部	38	4	34	0	0	37 (1,227百万円)	1
県土整備部	35	3	22	10	0	32 (1,341百万円)	3
合計	73 (100.0%)	7 (9.6%)	56 (76.7%)	10 (13.7%)	0 (0.0%)	69 (2,568百万円)	4

(2) 継続評価

継続評価を行った334地区のうち、325地区は事業継続、8地区は事業計画の検討等のため一時休工することとしました。このほか、1地区は平成26年度に完了する見込みとなりました。

所管部局	評価実施地区数	評価結果				反映結果	
		AA	A	B	C	事業継続 (H27当初予算額)	一時休工等※
農林水産部	136	39	87	10	0	135 (12,323百万円)	1
県土整備部	198	44	104	50	0	190 (23,063百万円)	8
合計	334 (100.0%)	83 (24.8%)	191 (57.2%)	60 (18.0%)	0 (0.0%)	325 (35,386百万円)	9

※ 一時休工のほか、平成26年度に完了する見込みの地区を含む。

(3) 再評価

再評価を行った3地区は、全て事業継続としました。

所管部局	評価実施地区数	評価結果						反映結果	
		事業継続	要検討				中止	事業継続 (H27当初予算額)	一時休工等
			事業継続	見直し継続	休止	中止			
県土整備部	3	1	0	2	0	0	0	3 (282百万円)	0

2 大規模事業評価結果の反映状況（対象 30 地区）

(1) 事前評価

基本構想作成後の事前評価を行った大規模公共事業 1 地区並びに基本設計後の事前評価を行った大規模公共事業 1 地区及び大規模施設整備事業 3 地区は、全て事業採択としました。

[大規模公共事業（基本構想作成後）]

所管部局	評価実施 地区数	評価結果			反映結果	
		事業実施	要検討	その他	事業採択 (H27 当初予算額)	不採択
県土整備部	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (820 百万円)	0

[大規模公共事業（基本設計後）]

所管部局	評価実施 地区数	評価結果			反映結果	
		事業実施	要検討	その他	事業採択 (H27 当初予算額)	不採択
農林水産部	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (119 百万円)	0

[大規模施設整備事業（基本設計後）]

所管部局	評価実施 地区数	評価結果			反映結果	
		事業実施	要検討	その他	事業採択 (H27 当初予算額)	不採択
保健福祉部	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (384 百万円)	0
教育委員会 事務局	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (210 百万円)	0
企業局	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (229 百万円)	0
合 計	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (823 百万円)	0

(2) 継続評価

継続評価を行った 23 地区は、全て事業継続としました。

所管部局	評価実施 地区数	評価結果				反映結果	
		A A	A	B	C	事業継続 (H27 当初予算額)	一時休工等
農林水産部	3	2	1	0	0	3 (1,464 百万円)	0
県土整備部	20	10	10	0	0	20 (16,951 百万円)	0
合 計	23 (100.0%)	12 (52.2%)	11 (47.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (18,415 百万円)	0

(3) 再評価

再評価を行った 2 地区は、全て事業継続としました。

所管部局	評価実施 地区数	評価結果						反映結果	
		事業 継続	要検討				中止	事業継続 (H27 当初予算額)	一時休工等
			事業 継続	見直し 継続	休止	中止			
県土整備部	2	1	0	1	0	0	0	2 (800 百万円)	0

**政策評価結果の政策等への
反映状況
(個別調書)**

政策評価結果の反映状況の見方

○ 政策項目

7つの政策に掲げる 42 の政策項目を記載しています。

○ 課題

政策項目における目指す姿を実現するために解決しなければならない政策推進上の課題を記載しています。
(平成 26 年 11 月に公表した「政策評価レポート 2014」から転載)

○ 今後の方向

「課題」を受けた今後の施策の方向性を記載しています。
(平成 26 年 11 月に公表した「政策評価レポート 2014」から転載)

○ 反映結果

平成 27 年度予算等への具体的な反映状況の内容を「新規事業の創設」「既存事業の拡充」「制度・組織体制の見直し」「その他取組の改善強化等」の区分により記載しています。

○ 補 足

平成 26 年 11 月の評価時から本報告書の公表時(2月)までの間に社会経済情勢が大きく変化した場合や、当該政策項目について特に説明を加える必要がある場合に記載しています。(補足事項がない場合は、この欄はありません。)

政策項目No.6-2：中小企業の経営力の向上

課 題	今後の方向
① 平成 27 年度以降、中心商業地の復旧が本格化することが見込まれることから、グループ補助金等によるハード整備や、経営安定のためのソフト面の支援を継続する必要があります。	① 国に対して、仮設事業者等の本格操業に支障を来さないよう、グループ補助金や産業復興相談センター事業の継続について、必要な予算措置を要望してまいります。
② 被災企業の中には、事業再開後、売上の回復が遅れている等経営課題を抱え、事業計画が下振れする場合があるため、経営力の向上を図るための支援を行うことが必要です。	② (公財)いわて産業振興センターの「よろず支援拠点」や商工団体等の専門家を派遣を通じて、販路開拓や経営改善、新規創業等についてアドバイスを行い、事業の円滑な推進を支援してまいります。
③ 中小企業は、経営者の高齢化や後継者不足などの課題を抱えており、事業を担い企業を支える人材の育成が必要	③ 商工団体等と連携を図りながら、創業支援や後継者育成に取り組むとともに、地域ものづくりネットワークによる産業人材育成に取り組みます。
総 括	
以上を踏まえ、中小企業の経営力の向上のため、関係機関と緊密に連携しながら、円滑な資金調達と経営支援サポートを継続するとともに、「岩手県商工業振興条例(仮称)」を制定し、商工業振興のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、商工業の主な担い手である中小企業の振興に取り組みます。	
反映結果	
<新規事業の創設>	
● 若者・女性等の創業に対するチャレンジを支援するとともに、若手経営者や後継者に対する経営計画策定研修等を実施するため、「次世代経営者育成事業費補助 (H27 予算 22,581 千円)」を創設します。	
<既存事業の拡充>	
● 被災した中小企業者の再建や販路開拓等を目的とし、各商工団体等が行う被災企業の復旧・復興支援事業に要する経費を補助するため「被災中小企業重層的支援事業 (H27予算107,570千円)」を拡充します。	
● 経営の革新により今後の成長や周辺企業への波及効果が期待される中小企業者の設備投資を支援するため、「地域産業活性化企業設備貸与資金貸付金 (H27予算6,232,791千円)」を拡充します。	
<制度・組織体制の見直し>	
● 中小企業の経営力の向上を図るため、平成27年度に「中小企業振興条例」に基づく中小企業の振興に関する基本計画を策定します。	
● 雇用増加や新事業展開などに前向きに取り組む中小企業の資金繰りを支援するため、「中小企業成長応援資金貸付金」の貸付限度額及び融資枠を増額します。	
<その他取組の改善強化等>	
● 引き続き、被災した事業者の事業再開に必要な施設、設備の復旧、整備に対する補助、融資及び二重債務問題の解決を図るための債権買取支援を継続して行い、相談案件の掘り起こしなどの取組を強化します。	
補 足	
● 「岩手県商工業振興条例(仮称)」については、パブリックコメント等で寄せられた意見を踏まえ、商工業の主要な担い手である中小企業の振興の目的を明確にするため、名称を「中小企業振興条例」とします。	

○反映結果の区分

新規事業の創設	・ 事業を創設して新たに取組を開始するもの。
既存事業の拡充	・ 既存の事業に事業メニューを追加するもの。 ・ 事業手法の変更により、取組を拡充するもの。
制度・組織体制の見直し	・ 既存制度の拡充や組織体制の整備を行うもの。
その他取組の改善強化等	・ 上記3区分に該当しない事業の改善、強化等を行うもの。

I 産業・雇用

政策項目No.1：国際競争力の高いものづくり産業の振興

課 題	今後の方向
<p>① 自動車・半導体・医療機器関連などを中心とするものづくり産業が地域経済をけん引し、県全体の経済活動を活発化させるための取組が必要です。</p>	<p>サプライチェーン構築支援、技術力向上など、地域のものづくり企業の競争力向上の取組を推進するとともに、三次元設計技術、ものづくりとソフトウェアの融合技術などの技術者育成や、技術開発支援などの基盤技術強化のための取組を推進します。</p> <p>① また、企業誘致については、成長産業などの新規立地や工場増設等を引き続き促進し、雇用の場の拡大を図るとともに、人材育成については、企業に対して、地域ものづくりネットワークへの参加を働きかけながら、ネットワーク間の連携強化による産業人材の育成や高等教育機関等の連携強化による高度技術者の育成を推進します。</p>
<p>② 医療機器関連産業の創出のため、地域企業の参入を促進するとともに、製造業許可取得企業数を着実に増加させる必要があります。</p>	<p>② 製造業許可取得に意欲的な企業に対し、専門展示会への出展支援や業界団体、大手メーカーとの連携強化による取引拡大の支援、薬事法改正に関する研修会の実施など、重点的な支援を行います。</p>
<p>③ 東日本大震災津波からの復興を着実なものとし、中長期的にも成長を目指すため、被災企業のニーズに対応した総合的な支援が必要です。</p>	<p>③ 被災状況に応じたきめ細かな再建支援を行うとともに、自動車・半導体関連産業集積促進協議会や医療機器事業化研究会への加入等、参入促進に向けた取組を推進します。</p>
<p>総 括</p>	
<p>以上のことから、国際競争力の高いものづくり産業の振興のため、引き続き自動車・半導体関連産業の更なる集積促進と医療機器関連産業の創出を図るとともに、沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制の強化及び全県的な波及のための取組を推進します。</p>	
<p>反映結果</p>	
<p><新規事業の創設></p>	
<p>● 沿岸圏域の企業の生産性向上や人材確保のため、生産現場へのカイゼン導入、人材の育成及び若者・女性が働きやすい雇用環境の整備を推進するため、「沿岸広域圏人口減少対策型産業復興事業費（H27予算26,229千円）」を創設します。</p>	
<p><既存事業の拡充></p>	
<p>● 自動車関連産業の開発・生産拠点化を促進することを目的とし、研究開発に対する支援を行うため「自動車関連産業創出推進事業費（H27予算55,221千円）」を拡充します。</p> <p>● 3Dプリンタの活用による高付加価値製品の開発等を促進することを目的とし、三次元積層造形技術※に係る人材育成の取組を行うため「3Dプリンタ等次世代ものづくり産業育成事業費（H27予算25,011千円）」を拡充します。</p>	
<p><その他取組の改善強化等></p>	
<p>● 平成27年3月に策定予定の「岩手県医療機器関連産業振興戦略（仮称）」に基づき、医工連携及び医療機器製品開発の推進、医療機器関連産業参入の促進や人材育成等に取り組みます。</p> <p>● 自動車・半導体・医療機器関連など地域経済をけん引するものづくり産業に加えて、食品、木材などの地域資源の活用に繋がる産業の企業誘致にも引き続き重点的に取り組みます。</p> <p>● 地域ものづくりネットワークや各種協議会・研究会の活動により、内陸地域と沿岸地域の企業間連携を進め、ビジネスチャンスの拡大、技術力の向上や製品開発に向けた取組を進めます。</p>	

【用語解説】

※ 三次元積層造形技術

プラスチック、樹脂、金属粉などの材料を一層ごとに連続的に積層して立体物を造形する技術。

政策項目No.2：食産業の振興

課 題	今後の方向
① 東日本大震災津波からの本格的な復興に向け、販路開拓及び取引拡大に取り組む必要があります。	① 地域の雇用を支える中核的な地場企業に対して、岩手県産業創造アドバイザーによる指導、各種商談会やフェアを開催するなど、商品開発から販売までの総合的な支援を進めていきます。また、食品加工事業者や岩手県産物などによる岩手県プライベートブランド「pecco（ぺっこ）」の商品開発など、復興にとどまらない本県の食のブランド化のための取組を進めます。
② 商品開発や品質管理・衛生管理をはじめ、取引先の高い要求に対応できる事業者、人材を育成することが必要です。	② 岩手県産業創造アドバイザーなどの専門家による、商品開発、工程管理、営業（商談）等の研修を行い、能力向上と人材育成を図る取組を進めていきます。
③ 水産加工業の復興においては、魅力ある商品づくりや販路開拓、生産性の向上など、売上の向上や企業体質の強化に向けた取組が必要です。	③ 水産加工事業者を対象に、販路開拓・取引拡大の前提となる商品力の向上に特化した支援、高付加価値化や工程改善による生産性向上等の支援の取組を進めていきます。
総 括	
以上のことから、食産業の振興のため、企業単独の取組のほか各社の強みを持ち寄った企業連携の取組が不可欠であることから、地域課題に対応した企業協働の取組を一層強化し、フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP岩手）※を活用して連携体制の構築を図りながら、商品開発から販路開拓まで総合的な支援を行います。	
反映結果	
＜新規事業の創設＞	
● 沿岸圏域の企業の生産性向上や人材確保のため、生産現場へのカイゼン導入、人材の育成及び若者・女性が働きやすい雇用環境の整備を推進するため、「沿岸広域圏人口減少対策型産業復興事業費【再掲】（H27 予算 26, 229 千円）」を創設します。	
＜既存事業の拡充＞	
● 被災した中小企業者の再建や販路開拓等を目的とし、各商工団体等が行う被災企業の復旧・復興支援事業に要する経費を補助するため「被災中小企業重層的支援事業費【再掲】（H27予算107, 570千円）」を拡充します。	
＜その他取組の改善強化等＞	
● 各支援機関や岩手県産業創造アドバイザーとの連携を強化しながら、訪問指導や商談会・フェアの充実を図り、商品開発から販売までの総合的な支援を引き続き実施します。	
● 岩手の食のブランド化へ向け、岩手県プライベートブランド「pecco（ぺっこ）」の取組の中で、新分野（従来の菓子に加え水産加工品や農畜産加工品の分野）における商品開発及び販路開拓への取組を進めます。	
● 水産加工業の本格復興に向け「三陸復興商品力向上プロジェクト（県、工業技術センター、岩手県産物の協働）」による、売れる商品づくりへの支援を充実するとともに、大手自動車メーカーの協力による生産性の向上等、企業体質の強化に引き続き取り組みます。	

【用語解説】

※ フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）

農林水産省が提唱しているもので、食品事業者が主体的に行う「食の安全・安心」の活動を“見える化”することにより、食に対する消費者の信頼向上や、企業業績の向上につなげようとする取組。

政策項目No.3：観光産業の振興

課 題	今後の方向
① 観光客入込について、回復が遅れている沿岸地域への重点的な誘客促進を図るとともに、全県的に震災前の水準へ回復を図る必要があります。	① 震災学習を中心とした教育旅行の誘致を拡大するとともに、官民協働による観光キャンペーンを継続して展開していきます。また、「あまちゃん」の効果等を活用した県北・沿岸地域への誘客促進についても継続して取り組みます。

<p>② 宿泊客数については、平泉の世界遺産登録効果が落ち着き、また観光目的以外の需要が減少していることから、観光地の魅力を更に向上させるなど、観光目的の宿泊需要の本格的な回復を図る必要があります。</p>	<p>② 沿岸地域の宿泊定員が9割程度まで回復してきており、三陸復興国立公園や三陸ジオパークなどの誘客要因を生かした新たな旅行商品の造成などに取り組みます。</p>
<p>③ 外国人宿泊客数の早期回復を図るため、需要回復に向けた誘客活動を引き続き行っていく必要があります。</p>	<p>③ 本県の外国人観光客の約半数を占める台湾からの誘客促進に最優先に取り組むとともに、台湾に次ぐ有力市場を開拓するため、東北観光推進機構等と連携しながら旅行会社の招請事業等に取り組みます。</p>

総括

以上のことから、観光産業の振興のため、教育旅行の誘致拡大などによる沿岸地域への誘客や、平泉の世界遺産登録及び「あまちゃん」の効果の継続・拡大に注力しつつ、秋冬期観光キャンペーンなどの展開や台湾を最重要市場とする外国人観光客の誘客促進、大型コンベンションの誘致など全県的な誘客拡大に取り組みます。

反映結果

<新規事業の創設>

- 耐震改修に係る法改正に伴い、旅館・ホテル事業者が改修工事を実施するために金融機関から借入れを行う場合に、支払利息の一部を補助するため「旅館等耐震改修利子補給補助（H27 予算 15,636 千円）」を創設します。
- 沿岸圏域の交流人口拡大を図るため、被災体験を教訓とした企業研修誘致や沿岸地域ならではの食と体験観光を生かした集客力の強化、台湾からの誘客に取り組む「沿岸広域圏交流人口拡大事業費（H27 予算 12,159 千円）」を創設します。

<既存事業の拡充>

- 効果的な宣伝誘客活動や三陸地域の復興状況の情報発信等を実施するとともに、学会等の沿岸地域におけるエクスカーション※に要する経費を補助するため、「三陸地域資源活用観光振興事業費（H27 予算 37,365 千円）」を拡充します。
- 震災学習を中心とした教育旅行のほか、企業・団体研修の誘致を促進するため、「三陸観光再生事業費（H27 予算 28,823 千円）」を拡充します。
- 台湾からの観光客の誘客促進を図るとともに、受入態勢の整備を促進するため、「いわて台湾国際観光交流推進事業費（H27 予算 74,182 千円）」を拡充します。
- 県北地域において、情報発信力の高い催事での観光PR、「あまちゃん」等の知名度の高い観光素材を活用した誘客活動や受入態勢の整備を行うため、「三陸観光復興支援事業費（H27 予算 31,356 千円）」を拡充します。

<その他取組の改善強化等>

- 平成27年3月の北陸新幹線金沢開業等により地域間の誘客競争のさらなる激化が予想されることから、秋冬期観光キャンペーン（10月～3月）を継続し、特に秋期（10月～12月）をJR東日本とのタイアップによる重点期間として、秋冬期観光の底上げを図ります。

【用語解説】

- ※ エクスカーション
学会等により訪問した地域で催行される団体の小旅行のこと。

政策項目No.4：地場産業の振興

課題	今後の方向
<p>① 現代のライフスタイル、消費者ニーズにマッチする新商品の企画・開発や、新たな購買層の開拓が必要となっています。</p>	<p>① 事業者に対し、首都圏等における物産展や展示販売会への出展を積極的に働きかけるとともに、物産展や県外アンテナショップ等を活用しながら、より効果的な消費者ニーズの把握、販路開拓のための取組を進めます。</p>
<p>② 伝統工芸産業における後継者の確保・育成のため、技術・技法等の継承と将来の産業を担う人材育成が課題となっています。</p>	<p>② 国の補助事業や「いわて希望ファンド※¹」の助成制度などを活用しながら、事業者による人材育成や新商品開発のための取組を支援します。</p>

<p>総括</p> <p>以上のことから、地場産業^{*2}の振興のため、物産展や展示販売会等への出展支援、いわて希望ファンド等による新商品の開発支援や人材育成支援など地場産業事業者への総合的な支援を行うとともに、県産品の魅力を消費者へ届けるイベントの開催や情報発信の強化に取り組みます。</p>
<p>反映結果</p> <p><その他取組の改善強化等></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 放射性物質汚染の払しょくや消費者の信頼回復のため、「いわてブランド再生推進事業費（H27予算13,982千円）」により、集客力の高い百貨店等で、本県食材を使用したメニュー提供や、食と工芸品が連動したライフスタイル提案型のキャンペーンによる情報発信等を行い、県産品のイメージアップや販路開拓・拡大を図ります。 ● これまでの取組により関係を構築した首都圏百貨店のバイヤー等を招へいして、マーケット動向の把握や新商品の開発、販路開拓を行う事業者に対する支援を行います。 ● 国の補助事業や「いわて希望ファンド」の助成制度などを活用し、（公財）いわて産業振興センター等の産業支援機関と連携しながら事業者の人材育成や新商品開発のための取組を引き続き支援します。

【用語解説】

※1 いわて希望ファンド

平成20年に国、県、地元金融機関からの資金拠出により組成した50億円のファンド（運用期間10年）。その運用益を活用して、新商品の開発や販路の開拓に取り組む事業者を支援している。

※2 地場産業

本来、地場産業とは、主に本県の資本、資源、技術、労働力を活用する産業のうち、食料品製造業、木材木製品製造業、家具・装備品製造業、鋳鉄物製造業、繊維工業・その他繊維製品製造業、その他製造業を対象（「いわてブランド確立基本方針」（平成8年））に用いているが、アクションプランにおいては、食料品製造業及び木材木製品製造業が他の政策項目で対象となっていることから、それらを除いた産業の総称。

政策項目No.5：次代につながる新たな産業の育成

課 題	今後の方向
<p>① 新しい三陸地域の創造などに向けて、震災からの復興、ILC^{*1}誘致、海洋再生可能エネルギーの取組拡大などの社会経済環境の変化に対応した、科学技術によるイノベーションの持続的な創出が一層重要です。</p>	<p>① 「科学技術による地域イノベーション指針」（平成22年3月策定）について、震災後の環境変化等を踏まえた内容に見直し、被災地の復興や新産業創出等に向けて、産学官金^{*2}連携による取組を推進します。</p>
<p>② 科学技術振興に対する国の支援制度など、必要な研究資金を獲得するための競争は、より激しさを増していることから、新たな産業創出につながる有望なシーズの掘り起こしと育成が重要です。</p>	<p>② 社会のニーズに基づく「新たな産業」の創出に向け、事業化プロモーターや産学連携コーディネーター等を設置するとともに、産学共同研究への支援や外部資金の獲得を推進します。</p>
<p>③ 海洋研究拠点の形成については、国や研究機関等とのネットワーク強化、地域住民や産業界が一体となった受入体制の構築が必要です。 また、国の海洋エネルギー実証フィールドの本県の選定が見送られましたが、実証実験を行う利用者が決まり次第、選定される見込みであることから、利用者の確保や研究開発プロジェクトの導入を図る必要があります。</p>	<p>③ 海洋研究の重要性や地域の活性化方策などについての理解を深めるため、研究成果の地域還元を促進するとともに、シンポジウムや研究会等の開催等による受入環境整備に取り組みます。 また、海洋エネルギー実証フィールドの選定に向けて、大学、関係自治体や商工業・水産関係団体等と連携し、研究開発プロジェクトの誘致等に取り組みます。</p>
<p>④ 国内研究者によるILC立地評価会議は、ILC国内建設候補地として、北上サイトが最適であると評価しましたが、国は正式にILCの誘致を決定していないことから、国の誘致表明を後押ししていく必要があります。</p>	<p>④ ILCの実現に向け、国が正式に誘致を表明するよう要望活動を強化するとともに、受入環境整備などに取り組みます。</p>

<p>総括</p> <p>以上のことから、次代につながる新たな産業の育成のため、新たなものづくり産業や地域資源を活用した産業創出に向け、産学官が一体となり、多様な技術シーズの創出と新たな産業の「芽」の育成、時代のニーズを捉えた次世代産業創出プロジェクトの推進や国際的な研究拠点の構築に取り組みます。</p>
<p>反映結果</p> <p><既存事業の拡充></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな産業の育成に向け、研究開発から事業化を支援するコーディネーター人材の産学官連携スキルの向上を図る必要があることから、「いわて戦略的研究開発推進事業費（H27予算40,786千円）」において、

新たにセミナー等を開催します。

- 海洋研究拠点の形成に向け、県民の海洋研究に対する理解を促進する必要があることから、「海洋研究拠点形成促進事業費（H27予算3,053千円）」において、新たに海洋調査研究船の誘致・一般公開イベントやセミナーを開催します。
- 国際リニアコライダー（ILC）の誘致の実現に向け、国内外への情報発信やリニアコライダー・コラボレーション（LCC）^{※3}と連携した最適な立地条件等に関する調査研究を行う必要があることから、「プロジェクト研究調査事業費（H27予算64,697千円）」を拡充します。
- 3Dプリンタの活用による高付加価値製品の開発等を促進することを目的とし、三次元積層造形技術に係る人材育成の取組を行うため「3Dプリンタ等次世代ものづくり産業育成事業費【再掲】（H27予算25,011千円）」を拡充します。

<その他取組の改善強化等>

- 三陸の地域資源である海洋エネルギーの研究拠点構築に向け、情報発信や研究開発プロジェクトの創出支援等を行います。
- いわて海洋研究コンソーシアムの活動等を通じて、海洋研究機関の連携を促進するとともに、国の大型プロジェクトである「東北マリンサイエンス拠点形成事業」等の研究成果の地域還元を促進するなど、海洋研究拠点の構築を推進します。

【用語解説】

※1 ILC（国際リニアコライダー）

全長31～50kmの地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速、衝突させ質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模研究施設。

※2 産学官金

従来の産学官による連携に金融機関（金）との連携を付加したもの。金融機関の果たす役割としては、研究開発を支えるためファンドを通じた資金提供や、特に製品・事業化に向けた企業等の資金需要に応えるための融資体制の構築が期待されている。

※3 リニアコライダー・コラボレーション（LCC）

直線型衝突加速器（リニアコライダー）の国際共同研究を推進するための組織。

政策項目No.6：商業・サービス業の振興

課 題	今後の方向
① 商店街活性化については、個々の商店街が抱える課題（にぎわい再生、商店街の魅力創造、後継者育成）の解決に向けた実効性のある取組に対する支援が必要です。	① 地域商店街等の課題解決に向けた取組に対し、国庫補助事業やいわて希望ファンド等の積極的な活用を支援するとともに、モデル的な取組の各地域への普及啓発を図ります。
② 被災地の商店街再生については、土地区画整理事業の進捗に伴う本設への円滑な移行や商店街の再構築への取組を加速化するため、計画づくりや商業施設整備・運営に関する専門的なアドバイスなどの支援が必要です。	② 本設への円滑な移行や被災商店街の再構築に向けて、被災地域商店街や市町村に対するアドバイザーの派遣や、共同店舗設置・運営管理に係るセミナーの実施などの支援に取り組みます。
総 括	
以上のことから、商業・サービス業の振興のため、市町村や商工団体と連携を図りながら、商店街の課題解決に向けたモデル的な取組の支援や、本設への円滑な移行による被災地域商店街の再構築の支援に取り組みます。	
反映結果	
<既存事業の拡充>	
● 被災した市町村の商業機能の回復を目的とし、専門家派遣・セミナーの開催等により、商店街再構築や共同店舗の設置・運営を支援するため「被災商店街にぎわい支援事業費（H27予算3,192千円）」を拡充します。	
<その他取組の改善強化等>	
● 被災した事業者の事業再開のため、中小企業等復旧・復興支援事業費（グループ補助金）などにより必要な施設、設備の復旧を支援します。	
● 仮設店舗の営業が軌道に乗り、本設店舗への円滑な移行が図られるよう、いわて希望ファンドによる仮設商店街の販売促進活動の支援を行います。	

補 足

- グループ補助金については、平成26年度において、資材価格等の高騰に対応した国の補助金の追加措置がされたほか、店舗兼住宅を再建する際の抵当権設定の手続きが可能となったところです。

政策項目No.6-2：中小企業の経営力の向上

課 題	今後の方向
① 平成27年度以降、中心商業地の復旧が本格化することが見込まれることから、グループ補助金等によるハード整備や、経営安定のためのソフト面の支援を継続する必要があります。	① 国に対して、仮設事業者等の本格操業に支障を来さないよう、グループ補助金や産業復興相談センター事業の継続について、必要な予算措置を要望していきます。
② 被災企業の中には、事業再開後、売上の回復が遅れている等経営課題を抱え、事業計画が下振れする場合がありますため、経営力の向上を図るための支援を行うことが必要です。	② (公財)いわて産業復興センターの「よろず支援拠点」や商工団体等の専門家派遣を通じて、販路開拓や経営改善、新規創業等についてアドバイスを行い、事業の円滑な推進を支援していきます。
③ 中小企業は、経営者の高齢化や後継者不足などの課題を抱えており、経営を担い企業を支える人材の育成が必要です。	③ 商工団体等と連携を図りながら、創業支援や後継者育成に取り組むとともに、地域ものづくりネットワークによる産業人材育成に取り組みます。

総 括

以上のことから、中小企業の経営力の向上のため、関係機関と緊密に連携しながら、円滑な資金調達と経営改善のサポートを継続するとともに、「岩手県商工業振興条例（仮称）」を制定し、商工業振興のための取組を総合的かつ計画的に推進することにより、商工業の主な担い手である中小企業の振興に取り組みます。

反映結果

<新規事業の創設>

- 若者・女性等の創業に対するチャレンジを支援するとともに、若手経営者や後継者に対する経営計画策定研修等を実施するため、「次世代経営者育成事業費補助（H27 予算 22,581 千円）」を創設します。

<既存事業の拡充>

- 被災した中小企業者の再建や販路開拓等を目的とし、各商工団体等が行う被災企業の復旧・復興支援事業に要する経費を補助するため「被災中小企業重層的支援事業費（H27予算107,570千円）」を拡充します。
- 経営の革新により今後の成長や周辺企業への波及効果が期待される中小企業者の設備投資を支援するため、「地域産業活性化企業設備貸与資金貸付金（H27予算6,232,791千円）」を拡充します。

<制度・組織体制の見直し>

- 中小企業の経営力の向上を図るため、平成27年度に「中小企業振興条例」に基づく中小企業の振興に関する基本計画を策定します。
- 雇用増加や新事業展開などに前向きに取り組む中小企業の資金繰りを支援するため、「中小企業成長応援資金貸付金」の貸付限度額及び融資枠を増額します。

<その他取組の改善強化等>

- 引き続き、被災した事業者の事業再開に必要な施設、設備の復旧、整備に対する補助、融資及び二重債務問題の解決を図るための債権買取支援を継続して行い、相談案件の掘り起こしなどの取組を強化します。

補 足

- 「岩手県商工業振興条例（仮称）」については、パブリックコメント等で寄せられた意見を踏まえ、商工業の主要な担い手である中小企業の振興の目的を明確にするため、名称を「中小企業振興条例」とします。

政策項目No.7：海外市場への展開

課 題	今後の方向
① 県内企業の中国へのビジネス展開の促進には、政情リスク等、環境変化への対応に留意する必要がありますが、中国市場は本県にとって引き続き有望な市場であり、取組を着実に前進させていくことが重要です。	① 中国市場への対応については、市場動向を注視しつつ、大連経済事務所を拠点としてこれまでに築いてきた取引実績や人脈、信頼関係を生かして、引き続き企業のビジネス展開を支援します。
② 商談会等による成約については、一時的な取引に留まるケースが多く、継続的な取引に至っていないこと、また、商談会等の参加企業についても固定化しており、新たに海外展開に取り組む企業が少ないなどの課題があります。	② 「いわて海外展開支援コンソーシアム」を通じ、海外展開を図る企業グループに、事前計画・商談準備・マッチング・事後フォローの一連の支援を行うとともに、海外展開のノウハウ・スキルを体系的に習得できるシリーズセミナーなどの実施により、より多くの企業が海外にチャレンジできるよう支援していきます。
③ 外国人宿泊客数の早期回復を図るため、需要回復に向けた誘客活動を引き続き行っていく必要があります。	③ 本県の外国人観光客の約半数を占める台湾からの誘客促進に最優先に取り組むとともに、台湾に次ぐ有力市場を開拓するため、東北観光推進機構等と連携しながら旅行会社の招請事業等に取り組めます。
総 括	
以上のことから、海外市場への展開のため、引き続き「いわて海外展開支援コンソーシアム」の活動などを通じて、県内企業の海外市場への展開支援を積極的に推進するとともに、外国人観光客の誘客促進などの国際観光の振興を図ります。	
反映結果	
<新規事業の創設>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 連携協定を締結した雲南省との幅広い交流を促進するため、中国－南アジア博覧会の出展や経済ミッション団の派遣等を実施する「雲南省交流・連携推進事業費（H27 予算 9,859 千円）」を創設します。 ● 本県の食文化や優れた農林水産品等をPRするため、宮城県、石巻市等と共同で出展する「ミラノ国際博覧会出展等事業費（H27 予算 20,036 千円）」を創設します。 	
<既存事業の拡充>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 台湾からの観光客の誘客促進を図るとともに、受入態勢の整備を促進するため、「いわて台湾国際観光交流推進事業費【再掲】（H27 予算 74,182 千円）」を拡充します。 	
<その他取組の改善強化等>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「いわて海外展開支援コンソーシアム」を通じ、海外展開を図る企業グループの一貫支援を行うとともに、海外展開スキルのシリーズセミナーの実施、成功事例の情報提供等により、戦略的・効果的な企業支援を実施していきます。 	

政策項目No.8：雇用・労働環境の整備

課 題	今後の方向
① 本県の雇用情勢は、震災復興関連需要や企業の再開、生産持ち直しにより大幅に改善していますが、正規従業員割合は低下しており、緊急雇用創出事業等による期間雇用者等の安定雇用への移行を支援する必要があります。	① 産業振興施策や雇用対策基金を活用した事業などにより、長期・安定的な雇用の場を創出するとともに、正規雇用の拡大や在職者に対する処遇改善に取り組みます。
② 沿岸地域においては、建設業、水産加工業を含む食品製造業などにおいて求人超過の状態が続いていることから、人材の確保を図る必要があります。	② 復旧・復興や成長分野に対応した職業訓練コースの実施や人材育成事業の充実を図り、離職者の再就職及び企業の人材育成を支援するとともに、地域外からの人材確保のための取組を進めます。

<p>新規高卒就職者の1年目の離職率は増加傾向にあり、また、障がい者の法定雇用率引上げによる達成企業割合が低下していることから、若年者・障がい者など特に支援が必要な者に支援する必要があります。</p>	<p>若年者が地域の産業を支える人材として能力を発揮できるよう、若年者本人に対する支援や、事業所側の人材育成の取組に対する支援を行います。</p> <p>また、障がい者の雇用が促進されるよう、雇用の場の拡大や職業訓練の機会の提供に取り組みます。</p>
総 括	
<p>以上のことから、雇用・労働環境の整備のため、「長期安定的な雇用の創出・拡大」、「被災地における人材の確保・就業支援」、「特に支援が必要な者に対する支援」、の3つを柱とした「雇用の創出と就業の支援」に取り組んでいきます。なお、県の契約に係る工事や業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、「岩手県の契約に関する条例（仮称）」を制定し、雇用の確保や労働者の地元定着、県内企業の健全な発展等を図ります。</p>	
反映結果	
<新規事業の創設>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域外からの人材確保及び人材定着・県外流出防止を図るため、U・Iターンの促進や県内企業の「採用力」の強化等を支援する「いわて人材確保支援事業費（H27 予算 23, 230 千円）」を創設します。 	
<制度・組織体制の見直し>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「県が締結する契約に関する条例」に基づく「岩手県契約審議会」を設置し、規則の制定や条例の周知に取り組みます。 	
<その他取組の改善強化等>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 求職者の一時的な雇用の確保、生活の安定を図るため、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して、引き続き「緊急雇用創出事業」に取り組みます。 ● 被災地域の復興を支えるとともに、引き続き産業振興施策と連動した安定的な雇用の創出を図るため、「事業復興型雇用創出事業費補助（H27予算8, 903, 927千円）」に取り組みます。 ● 主に首都圏等の若者を対象としたU・Iターンの促進の充実や、「地域人づくり事業費（H27予算112, 988千円）」による女性、若者及び高齢者の雇用の拡大を図ります。 	
補 足	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「岩手県の契約に関する条例（仮称）」については、条例の対象範囲が自治体としての岩手県が締結する契約であることを明確にするため、名称を「県が締結する契約に関する条例」とします。 	

II 農林水産業

政策項目No.9：農林水産業の未来を拓く経営体の育成

課 題	今後の方向
① 農業経営改善計画認定数については、認定数そのものが減少していることに加え、農業経営改善計画の目標達成割合も低いことから、新規の認定農業者 ^{*1} の確保と、農業経営改善計画の達成に向けた経営規模の拡大・生産性の向上が求められています。	① 地域農業マスタープランに位置づけられた「中心経営体」のうち、認定農業者に認定されていない経営体に対して、制度の周知や農業経営改善計画の作成を支援し、認定農業者へ誘導します。また、経営規模拡大に向けた農地集積及び機械・施設の導入支援、生産性向上のための生産技術や経営管理指導など、認定農業者の農業経営改善計画の目標達成に向けた取組を支援します。
② 新規就農者は目標数の 200 人を確保しているものの、産地の担い手は減少傾向にあることから、引き続き新規就農者の着実な確保・育成が求められています。	② 農地、施設・機械、技術などの地域資源を継承しながら産地自らが新規就農者を確保・育成していく仕組みづくりを推進するとともに、新規就農者の着実な定着に向け、経営の発展段階に応じた支援の充実に取り組みます。
③ 本県における農地利用集積目標の達成に向け、ほ場整備実施地区における農地利用集積の加速化が求められています。	③ ほ場整備（ハード）と農地利用集積（ソフト）の一体的な推進により、「地域の中心となる経営体」の育成を進めるとともに、農地利用集積目標を高く設定し、その達成を目指す先導的な地区への支援を強化します。
④ 安全で生産性の高い素材生産の知識と技術を有する人材の育成が求められています。	④ 技術向上研修の実施や専門家派遣による支援、地域の実情に応じた作業システムの普及等により、高度な知識と技術を有する林業従事者の確保・育成に取り組みます。
⑤ 再造林の促進について、育林経費全体の約 4 割を占める造林コストの縮減が求められています。	⑤ 林業関係団体による再造林の推進に向けた取組への支援や、主伐と造林の一貫作業の普及、定着等に取り組みます。
⑥ 生産の回復や高齢化等による漁業就業者の減少に対応するため、中核的漁業経営体の育成や新規参入者の就業促進が求められています。	⑥ 生産を再開した漁業経営体の経営の安定化や規模拡大を図るとともに、地域漁業をけん引する担い手の育成と、同担い手を受け皿とした新たな担い手を確保・育成する仕組みの構築に取り組みます。
⑦ 水産業の復旧状況に合わせ、漁船の安全確保、水産物の円滑な陸揚げなどの漁港機能の早急な復旧が求められています。	⑦ 各漁港において、波浪等から漁船の安全確保を図るために必要な防波堤やワカメ等の水産物の常時陸揚げに必要な岸壁等の早期復旧により、漁港機能が一定程度回復していますが、引き続き、漁港整備を進め、本格的な漁港機能の回復に取り組みます。
⑧ 漁港の復旧・整備に当たり、石材など資材の不足、技術者や技能者等の不足による工事の遅れが懸念されています。	⑧ 発注機関等で組織する施工確保対策連絡調整会議において、課題等の情報共有を図るとともに、建設資材の安定供給や技術者、技能者等の確保・調整等に取り組みます。
総 括	
<p>以上のことから、意欲と能力のある経営体が、経営資源と地域特性を生かした効率的で安定した経営を展開するため、新規就業者などの新たな担い手が参入・定着できる環境整備や、認定農業者、地域けん引型林業経営体^{*2}等の経営力向上に向けた支援に取り組みます。</p> <p>また、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた沿岸地域では、引き続き、漁船・養殖施設・漁港・漁場や農地等の生産基盤の復旧・整備を進めます。</p>	
反映結果	
<新規事業の創設>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 被災で廃局となった漁業用海岸局の加入漁船の安全操業を確保するため、漁業無線の送受信所及び遠隔運用システムの整備を支援する「被災地域情報化施設復旧支援事業費補助（H27 予算 91,800 千円）」を創設します。 ● 漁業の担い手を確保するため、岩手県沿岸地域の魅力の情報発信や、漁業体験講座等を実施する「浜の魅力発信・体感・発見事業費（H27 予算 5,039 千円）」を創設します。 	

＜既存事業の拡充＞

- リーディング経営体を目指す農業経営体がビジネス戦略計画等を実践し、経営目標を達成するため、「いわてリーディング経営体育成支援事業費補助（H27予算21,000千円）」を拡充し、必要な機械施設の導入を支援します。
- 地域漁業の再生を図るため、「地域再生営漁計画推進事業費（H27予算23,831千円）」を拡充し、就業者の確保や生産増大に向けた計画の実行を支援します。

＜その他取組の改善強化等＞

- 地域農業マスタープラン等の実践のため、「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費（H27予算232,657千円）」により、認定農業者や集落営農組織等の経営高度化、産地の核となる経営体の規模拡大や園芸・畜産等の生産拡大に必要な機械・施設の整備等を支援します。
- 中心経営体への農地集積の加速化や経営力向上を図るため、「農業経営基盤強化促進対策事業費（H27予算2,724,936千円）」により、地域農業マスタープランの充実・実践支援や中心経営体への農地の出し手に対する農地集積協力金の交付を行うとともに、中心経営体の経営計画の作成支援等を行います。
- 新規就農者の確保・定着を図るため、「いわてニューファーマー支援事業費（H27予算592,814千円）」により、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後に青年就農給付金を交付します。
- 担い手への農地利用の集積・集約化を促進するため、「農地中間管理事業推進費（H27予算593,160千円）」により、農地中間管理機構による農地集積等の取組を推進します。
- 地域の中心となる経営体の育成を図るため、「経営体育成基盤整備事業費（H27予算4,840,553千円）」により、農地中間管理事業と連携しつつ、ほ場の大区画化や排水改良など生産基盤の整備と担い手への農地利用集積を一体的に推進します。
- 森林経営計画等を実践する地域けん引型林業経営体を育成するため、「森林経営実践力アップ事業費（H27予算1,155千円）」により、森林経営計画作成の実習や生産コスト分析、搬出間伐、広葉樹施業の現地検討会、専門家による個別指導を実施します。
- 人工林資源の再生が着実に図られるよう、関係団体と連携し、植栽本数を減らした低密度植栽や伐採と再造林の一体的施業の普及等による低コスト化など、再造林の推進に向けて引き続き取り組みます。
- 漁港の安全や本格的な機能回復のため、「漁港災害復旧事業費（H27予算37,474,492千円）」により、漁港施設の災害復旧に引き続き取り組みます。

補 足

- 漁業の新規就業者を確保・育成するため、（公財）岩手県漁業担い手育成基金による漁業研修等の取組を促進します。

【用語解説】

※1 認定農業者

「農業経営改善計画」を市町村に提出し、市町村長から「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定を受けた農業者。

※2 地域けん引型林業経営体

森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を実践している林業経営体（「地域けん引型林業経営体」は本県独自の名称）。

政策項目No.10：消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立

課 題	今後の方向
① G A P※手法未導入産地への誘導及び導入済み産地での取組の高度化を図るうえで、その効果を実感できるように取組を推進していくことが必要です。	① 栽培管理のチェックや作業工程の改善等により品質や収量が向上することなど、G A P手法の導入効果について、理解の促進を図るとともに、取組の高度化に向けてJ G A P指導員資格の取得を促進します。
② 園芸産地の維持・拡大を図るために、農業協同組合の生産部会等自らが、産地の現状について、十分に分析・検討したうえで、実需者ニーズに対応した生産・出荷体制の構築などに不断に取り組み改善していく産地へと転換させていくことが必要です。	② 農業協同組合の生産部会等が定めた「園芸産地拡大実践プラン」に基づき、生産量拡大に向けた栽培方法の実践や産地をけん引する担い手農家の施設整備など、産地の主体的な取組を支援していきます。

<p>③ 水田整備の遅れにより、麦・大豆等の転作作物の収量・品質が不安定であることから、排水条件の改良を行い、水田の汎用化を進める必要があります。また、暑熱・少雨対策等に効果のある畑地かんがい施設の整備を進める必要があります。</p>	<p>③ 麦や大豆、園芸作物等の単収・品質の向上につながる水田の排水対策や省力化に向けた畑地かんがい施設の整備に取り組みます。</p>
<p>④ 合板工場の整備を引き続き進めるとともに、復旧した製材工場等への原木流通の円滑化を図る必要があります。</p>	<p>④ 合板工場の本格復旧等による木材需要の増加に対応し、木材の安定供給体制の構築に取り組みます。</p>
<p>⑤ 放射性物質濃度の検査を実施し、生産物が適正に評価されるよう、産地としての信頼性を高める対策が求められています。</p>	<p>⑤ 引き続き、生産者団体、隣県及び国と連携して放射性物質濃度の測定調査を実施し、県産農林水産物の安全性を確認するとともに、その周知を図ります。</p>
<p>⑥ 小規模飼養農家の経営中止、配合飼料価格の高騰、放射性物質被害の影響、大規模畜産経営体の倒産により、肉用牛飼養頭数の減少が続いており、主産地を維持するためには、増頭に向けた一層の取組が必要です。</p>	<p>⑥ 肉用牛増頭の関連事業は、中核農家にターゲットを絞り支援するとともに、キャトルセンターやコントラクター等の外部支援組織の活用、肥育農家の一貫経営化、繁殖農家の生産性向上を推進し、飼養頭数の拡大を図ります。</p>
<p>⑦ 原木しいたけ生産については、放射性物質の影響により県南部の市町で出荷がいまだに制限されている状況であることから、ホダ木の更新や処分、ホダ場の環境整備への支援が求められています。</p>	<p>⑦ しいたけ生産者の再生産を促進するため、ホダ木更新に係る資金支援に加え、ホダ木処分やホダ場環境整備等の支援に取り組みます。</p>
<p>⑧ 引き続き漁船等生産基盤の復旧・整備を進めるとともに、生産回復に向けて、安定的な種苗放流体制の確立や新たな養殖生産体制の構築、生産性の向上などを図っていくことが求められています。</p>	<p>⑧ 漁船等生産基盤の復旧・整備やサケ・アワビ等種苗放流を支援するとともに、協業化や省エネ・効率化等に必要な技術開発などに取り組みます。</p>

総括

以上のことから、GAPの普及・定着、園芸農家の経営規模拡大や産地自らが行う産地マネジメントの仕組みづくり、企業的な園芸経営体の育成、水田の排水対策、合板工場の整備、木材の安定供給体制の構築に取り組みます。

また、放射性物質対策として、牧草地除染やホダ木処分、県産農林水産物の放射性物質濃度の測定調査による安全性の確認とその周知などに取り組みます。

壊滅的な被害を受けた水産業の再生に向け、漁船、漁港、漁場など生産基盤等の復旧・整備を引き続き進めるとともに、種苗生産施設や高度衛生管理型魚市場の復旧・整備などに取り組みます。

さらに、平成26年産米の価格下落等を踏まえ、生産コストの低減や良食味米の生産、米の需給動向や需要に基づく飼料用米への転換の推進などに取り組みます。

反映結果

<新規事業の創設>

- 女性の経営参画や就農を促進していくため、肉用牛生産及び酪農に携わる若い女性を「牛飼い女子」として、ネットワークの構築や女性の視点を生かしたグループ活動、活動情報の発信を支援する「いわて元気な牛飼い女子応援事業費（H27 予算 4,793 千円）」を創設します。
- 本県乳用牛の改良増殖の推進に資するため、5年に1度開催される全日本ホルスタイン共進会への本県代表の乳用牛の出品を支援する「家畜改良増殖対策事業費（家畜改良推進事業費）（H27 予算 4,382 千円）」を創設します。
- 肉用牛生産の基盤維持・拡大及び地域内一貫生産を推進するため、県内の肉用牛肥育農家の肥育素牛の導入を支援する「肥育経営生産基盤拡大緊急支援事業費補助（H27 予算 4,500 千円）」を創設します。
- 死亡牛の処理を円滑に実施するため、死亡牛の県外処理に係る生産者の掛かり増し経費を支援する「死亡牛処理円滑化推進事業費（H27 予算 7,398 千円）」を創設します。
- 家畜伝染病予防法に基づくBSE検査を行う体制を早急に再構築するため、新たな保冷保管施設を整備する「県南家畜保冷保管施設整備事業費（H27 予算 196,278 千円）」を創設します。
- 復興住宅用資材等の円滑な供給を図るため、復興住宅等に利用する素材の流通を支援する「復興住宅用原木供給支援事業費（H27 予算 20,300 千円）」を創設します。
- 効率的で低コストな搬出間伐を促進するため、高性能林業機械の導入を支援する「森林・林業再生基盤づくり交付金（間伐等森林整備推進事業費）（H27 予算 50,401 千円）」を創設します。
- 地域材の利用拡大と地域産業の活性化を図るため、木造公共建築物や木質バイオマス利用促進施設の

整備を支援する「森林・林業再生基盤づくり交付金（木材産業構造改革整備事業費）（H27 予算 664,500 千円）」を創設します。

- きのご原木等に係る放射性物質の検査における作業の負担軽減及び時間短縮を図るため、非破壊検査機を導入する「特用林産物安全供給推進復興事業費（H27 予算 20,000 千円）」を創設します。
- 本県と中国雲南省との友好交流協力協定を踏まえ、農業シンポジウム（雲南省主催）での交流と農業研究の連携に向けた調査等を実施する「雲南省農業連携調査事業費（H27 予算 2,500 千円）」を創設します。

＜既存事業の拡充＞

- 畜産農家の所得向上を図るため、「いわて生まれ・いわて育ちの牛づくり促進事業費（H27予算7,265千円）」を拡充し、県有種雄牛の子牛生産や、第11回全国和牛能力共進会上位入賞を目指す出品候補牛の飼養管理強化を支援します。
- 栽培漁業資源の回復を図るため、「栽培漁業推進事業費（H27予算403,470千円）」を拡充し、アワビ、ウニ及びヒラメ種苗等の生産・放流を支援するとともに、調査研究、指導等を実施します。

＜制度・組織体制の見直し＞

- 花き産地の核となる経営体の育成と生産性向上を図るため、「岩手県花き振興計画（仮称）」の策定を進めています。

＜その他取組の改善強化等＞

- 園芸産地の担い手農家の規模拡大を図るため、「いわての園芸産地パワーアップ支援事業費（H27予算3,496千円）」により、JA生産部会等が取り組む生産性向上技術の普及を支援するとともに、園芸経営体の経営力向上を図るためのセミナー等を開催します。
- 地域農業マスタープラン等の実践のため、「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費【再掲】（H27予算232,657千円）」により、認定農業者や集落営農組織等の経営高度化、産地の核となる経営体の規模拡大や園芸・畜産等の生産拡大に必要な機械・施設の整備等を支援します。
- りんどうの盆向け出荷量の拡大を図るため、「りんどう産地活性化応援事業費補助（H27予算7,920千円）」により、盆向け品種の新植に伴う採花までの管理経費を支援します。
- 園芸産地の生産力やブランド力を高めるため、「園芸産地新生プロジェクト推進事業費（H27予算12,725千円）」により、消費者ニーズの把握や、ニーズに基づく生産・販売方式の改善を行う、産地マネジメントの仕組みづくりを支援します。
- 畑作経営の改善・安定を図るため、「畑地帯総合整備事業費（H27予算182,550千円）」により、畑地かんがい施設等の整備に取り組みます。
- 肉用牛肥育農家における繁殖部門の導入による一貫経営化の実証や繁殖農家の増頭モデルを育成するため、「いわて肉用牛経営強化モデル事業費補助（H27予算1,429千円）」により、初期投資や掛かり増し経費を支援します。
- しいたけ生産者の再生産を促進するため、「特用林産物放射性物質調査事業費（きのご原木等処理事業費補助）（H27予算23,718千円）」により、放射性物質濃度が指標値を超えた原木・ホダ木等の処理やホダ場の環境整備等を支援します。
- サケ資源の早期回復を図るため、「さけ、ます増殖費（H27予算1,677,517千円）」により、稚魚放流事業を支援するとともに、回帰率向上対策を実施します。

補 足

- 岩手県農業協同組合中央会や全国農業協同組合連合会岩手県本部と連携し、平成26年度内に、生産コストの低減や良食味米の生産等を推進するため、「いわての美味しいお米生産・販売戦略」を策定します。
- 県産米の市場優位性を確立するため、「いわてブランド米品種開発推進事業費（H27予算4,159千円）」により、市場ニーズに対応した優れた形質をもつ、県オリジナル水稻品種の開発とブランド化に向けた取組を推進します。
- 平成26年10月に死亡牛を取り扱う県内唯一の化製業者が操業停止したため、BSE検査のための保冷保管施設の整備や他県施設での処理に対する対応が求められています。

【用語解説】

※ GAP

GAP（Good Agricultural Practice）とは、農業者自らが、栽培準備から出荷・調製までの各段階で、記録、点検・評価により食品安全、環境保全、農産物の品質、労働安全等を改善する生産工程管理手法。岩手県版GAPは、生産者の負担感が少なく、より多くの生産者が取り組める内容となっている。また、JGAPは、日本の条件に合わせて策定した国際的なレベ

ルを満たしているGAPで、県版GAPより高度なものとなっている。

政策項目No.11：農林水産物の高付加価値化と販路の拡大

課 題	今後の方向
① 6次産業化 ^{※1} 等について、農林漁業者や集落営農組織等による新たな取組として展開されており、取組は浸透しつつありますが、農林漁業者等の多くは、商品開発や販路開拓等のノウハウが不足しています。	① 「いわて6次産業化支援センター ^{※2} 」による経営サポートや加工・流通販売の専門家の派遣などの支援を行っているところであり、引き続き、農林漁業者等による6次産業化の裾野の拡大及び取組の定着を図っていきます。
② 農林水産物のブランド化に向けて、安全安心な県産農林水産物の一層の知名度の向上を図り、消費者や卸売業者等の評価をこれまで以上に高めることが求められています。	② 首都圏や中京圏で開催される岩手県フェア等を積極的に活用しながら、販路の拡大に取り組むとともに、知事等のトップセールスにより、安全・安心な県産農林水産物のアピールを行います。
③ これまでの取組により、公共建築物や復興住宅等への県産材利用が進められていますが、さらなる利用拡大に向け、品質・性能の確かな木材製品を安定的に供給する取組を一層促進する必要があります。	③ 公共施設・公共工事木材利用推進会議や、林業関係団体や復興住宅推進協議会との情報交換等を通じて、公共建築物や復興住宅等での県産材利用の一層の促進に取り組むとともに、引き続き建築ニーズに対応できる加工事業体の育成、強化を行うなど、安定した製品供給を図ります。
④ 給食事業における県産食材の利用率の向上について、これまでの取組により、一定程度浸透していますが、さらなる利用拡大に向け、取組を一層促進する必要があります。	④ 学校や社会福祉施設等の栄養職員を対象とした研修会等において県産食材の美味しさなどの魅力、安全性の確保に向けた取組をアピールするとともに、給食事業所と産直や野菜加工事業所等とのマッチングを支援し、利用率の向上を図っていきます。
⑤ 再開した水産加工業では、取引先や売上が減少していることから、販路の回復・拡大が求められています。	⑤ 販路の回復・拡大等に向けて、水産物の漁獲から流通、加工まで一貫した高度衛生品質管理体制を構築することにより、県産水産物の高付加価値化を推進します。

総 括

以上のことから、農林水産物の高付加価値化を図るため、6次産業化等の推進、安全・安心で高品質な商品の開発等に取り組むとともに、県産農林水産物の販路の拡大に向け、海外市場も含めた多様な販売チャネルの確立と積極的な情報発信等に取り組みます。

また、県産食材の利用を一層推進するため、県産食材の魅力や安全性確保の取組について情報発信を強化していきます。

さらに、平成26年産米の価格下落等を踏まえ、今後策定する新たな米の生産・販売戦略に基づく評価・認知度向上の取組を推進するとともに、米の消費拡大の機運醸成と取組の定着を図るため、「食べよう！いわての美味しいお米。」運動を展開していきます。

反映結果

<新規事業の創設>

- 全国トップクラスの品質と美味しさを誇る県産米の評価と知名度の向上を図るため、県オリジナル新品種のブランド化と、県民運動を核とした県産米の消費拡大に向けた取組を実施する「日本一の美味しいお米の国づくり推進事業費（H27 予算 26,811 千円）」を創設します。

<既存事業の拡充>

- 食の安全・安心に立脚した消費者から選ばれる産地となるため、「高度衛生品質管理型水産物生産加工体制構築支援事業費（H27 予算 17,776 千円）」を拡充し、漁獲から流通、加工までの一貫した水産物の高度衛生品質管理サプライチェーンの構築を支援します。

<制度・組織体制の見直し>

- 県産米戦略室を新たに設置し、「いわての美味しいお米生産・販売戦略」に基づき、生産コストの低減や、今後、市場に供給を予定しているオリジナル新品種のブランド化に取り組めます。

<その他取組の改善強化等>

- 地域資源を活用した新商品開発や販路開拓など6次産業化の取組の拡大を図るため、「いわて6次産業化ネットワーク活動推進事業費（H27 予算 116,584 千円）」により、いわて6次産業化支援センターが行う創業・経営サポートや事業者連携支援、加工施設整備等の取組を支援します。

- 6次産業化に取り組む農林漁業者等の企業化を促進するため、「いわて農林水産業6次産業化推進事業費（いわて6次産業企業化促進事業費補助）（H27予算3,000千円）」により、商品開発や販路開拓等の取組を支援します。
- 6次産業化を推進し、県産農林水産物の高付加価値化を図るため、「いわて農林水産業6次産業化推進事業費（いわて農林水産業6次産業化推進事業費）（H27予算4,838千円）」により、商品開発・流通等の専門家の事業体への派遣や販路拡大に向けた商談会の開催等を行います。
- 県産農林水産物の販路回復・拡大を図るため、「いわてブランド再生推進事業費（H27予算85,640千円）」により、首都圏や関西圏等の消費者を対象とした安全・安心の情報発信を行うとともに、実需者を対象とした商談会・産地見学会等を開催します。
- 復興住宅等への県産材の円滑な供給のため、「県産材需要拡大促進事業費（H27予算707千円）」により、木材の乾燥技術指導等を実施します。
- 県産農林水産物の輸出の回復・拡大を図るため、「いわて農林水産ブランド輸出促進事業費（H27予算8,056千円）」により、アジア諸国や米国など輸出先国向けのプロモーションや海外実需者と県内生産者・事業者とのマッチングを支援します。

【用語解説】

※1 6次産業化

農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を取り入れ、経営の高度化・多角化を進める取組（1次、2次、3次のそれぞれの産業分野が密接に結び付いた形態）。

※2 いわて6次産業化支援センター

県と岩手県中小企業団体中央会が、生産者等の6次産業化の取組を総合的に支援する目的で共同で設置し、計画・創業・経営までのサービスを提供するもの。

政策項目No.12：「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立

課 題	今後の方向
① 農山漁村ビジネスに取り組む経営体は、小規模零細な経営体が多いことから、経営発展に向けた支援の充実が求められています。また、若い世代の参画による活動の活性化や、経営・技術の伝承、人材育成が求められています。	① 経営発展を志向する経営体に対しては、具体的な事業計画の作成や計画の実現に向けた取組支援により、経営の高度化を促進します。また、新たな人材の確保・育成を図り、食文化の発信や地域活性化に貢献している経営体の活動の継承を促進します。
② 体験型教育旅行実施校数の震災前水準への早期回復に向け、引き続き、放射線量や余震に対する保護者等の不安解消に向けた情報発信等の取組が求められています。また、取組実績が少ない地域を中心に体験メニューの開発や安全に体験するための技術向上が求められています。	② 保護者等の不安感を解消するため、県内の体験型教育旅行受入地域の取組状況や放射線量等について、継続的に情報提供するとともに、体験メニューづくりや、安全に体験を実施するための受入技術の向上に取り組めます。
③ 農地・農業用水など地域資源の保全活動を活性化させるため、非農家を含めた参加促進に向けた取組の強化が求められています。	③ 地域協働の取組を継続支援するとともに、具体的な事例提供など多彩な広報活動の展開により、非農家等の参加促進に向けた普及啓発に取り組めます。
④ 野生鳥獣による農林水産被害は、平成25年度の被害額が前年度とほぼ同額であるなど、依然として減少していない状況であるため、被害の減少に向け、市町村被害防止計画に基づく取組の確実な実施と、より効果的な被害防止対策・技術の普及、シカやハクビシン等の被害が拡大している獣種への対策の強化が求められています。	④ 市町村、県、猟友会等の関係機関・団体が連携した捕獲や侵入防止柵設置等の取組に加え、被害が拡大している獣種に対する効果的な被害防止技術の実証・普及や、農業者も参加した地域ぐるみによる被害防止体制の構築に取り組めます。
⑤ 防災ダムやため池等について機能低下の状況に応じた改修や補強など、計画的な防災対策が求められています。また、不測の事態に備え、地域住民への防災意識の醸成が求められています。	⑤ 大規模地震や局地的豪雨などによる災害を未然に防止するため、老朽化した農業水利施設等を早急に改修・補強するとともに、ため池等の決壊や溢水（いっすい）等を想定したハザードマップ作成等の減災対策に取り組めます。 また、山地災害から県民の生命・財産を守るため、治山施設などの防災対策を進めます。

⑥ 安全で快適な生活環境を確保するため、東日本大震災津波により被災した防潮堤や海岸防災林などの施設の復旧・整備が求められています。	⑥ 東日本大震災津波の被災地における防潮堤や海岸防災林などの施設の復旧・整備を進めます。
総括	
<p>以上のことから、農山漁村ビジネスに取り組む経営体の経営高度化の促進や、地域資源の保全活動への参加促進に向けた普及啓発に取り組みます。</p> <p>また、鳥獣被害防止対策については、関係機関・団体が連携した捕獲等の取組や、生産者も参加した地域ぐるみによる被害防止体制の構築に取り組みます。</p> <p>さらに、安全で快適な生活環境を確保するため、老朽化した農業用施設等の早急な補修・改修や治山施設などの防災対策、東日本大震災津波の被災地における防潮堤や海岸防災林などの施設の復旧・整備に引き続き取り組みます。</p>	
反映結果	
<既存事業の拡充>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 女性等の力による浜の賑わいやコミュニティの再生を図るため、「浜のコミュニティ再生支援事業費（H27予算2,065千円）」を拡充し、漁家女性等の活動を支援します。 	
<その他取組の改善強化等>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 食の匠を核とした食文化の伝承・普及活動の活性化や、県内外への情報発信を行うとともに、事業化等へのステップアップを誘導・支援するための研修会を開催します。 ● 県内での体験型教育旅行実施校数の早期回復に向け、県外誘致説明会でのPRや情報発信、地域間連携によるネットワークづくりの支援等に取り組みます。 ● 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のため、「農地維持支払交付金（H27予算1,705,628千円）」により、水路の泥上げや農道の砂利補充など、農地や農業用水路等を守る地域共同活動を支援します。 ● 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、「鳥獣被害防止総合対策事業費（H27予算141,723千円）」により、防護柵の設置等を支援するとともに、被害防止対策の担い手の育成・確保に向けた取組を実施します。 ● 効果的な防災・減災対策を講じるため、「農村地域防災減災事業費（H27予算564,428千円）」により、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の整備や保全等を総合的に実施します。 ● 飛砂や潮害などから住民の生活等を守るため、「治山事業費（H27予算1,683,700千円）」により、海岸防災林等の復旧・整備に取り組みます。 	

政策項目No.13：環境保全対策と環境ビジネスの推進

課題	今後の方向
① 環境負荷低減に有効な補給型施肥 ^{*1} に対する農業者等の理解促進と、導入に向けた取組を強化する必要があります。	① 環境負荷低減やコスト低減など、補給型施肥の導入によるメリットを実感しやすい土地利用型作物等について、重点的に導入促進を図るとともに、先進事例の紹介などの取組を強化します。
② 農業分野の地球温暖化防止や生物多様性保全に資する取組について、県民や消費者の関心・評価を高め、農業者の意欲向上に結びつける必要があります。	② 農業分野における地球温暖化防止や生物多様性保全の活動が県民や消費者の評価につながるよう、セミナー等で紹介するなど見える取組を重視し、環境保全型農業 ^{*2} への理解促進に取り組みます。
③ 農業水利施設への小水力発電 ^{*3} 設備の導入事例が少なく、土地改良区等の施設管理者が導入をためらう例が見受けられることから、事例に基づく詳細な情報提供を行う必要があります。	③ 導入可能性調査の結果を踏まえ、モデル的な設備の設置を推進するとともに、設置・運用事例の情報提供に取り組みます。
④ 緊急に整備が必要な荒廃森林は、約 15,000haと見込まれており、早期に整備する必要があります。	④ 「いわての森林づくり県民税」を活用し、荒廃した森林の解消に取り組みます。

<p>⑤ 産業分野での木質バイオマスエネルギーの導入促進や未利用間伐材の活用促進等による燃料安定供給体制の構築が求められています。</p>	<p>⑤ 産業分野での木質バイオマス^{※4}利用の拡大を図るため、木質バイオマスコーディネーターによる指導・助言や国の補助事業を活用した施設整備などに取り組みます。また、未利用木質資源の燃料利用向上に向け、林業関係団体と連携して、燃料の安定供給体制の整備に取り組みます。</p>
<p>⑥ 松くい虫被害地域が拡大していることから、被害先端地域での防除対策の拡充、被害まん延地域での防除対策の見直しが求められています。</p>	<p>⑥ 被害先端地域において、監視体制の強化及び感染源の徹底駆除を行うとともに、被害まん延地域では樹種転換等を行うことにより、被害地域の拡大阻止に取り組みます。</p>

総括

以上のことから、環境保全に配慮した農林水産業の生産活動の拡大を図るため、環境負荷低減技術等に関する知識の習得などの生産者の技術向上等への支援や、松くい虫の防除対策に取り組みます。

また、環境ビジネスの推進と再生可能エネルギー^{※5}の利活用促進を図るため、木質バイオマスの利用拡大に向けた木質燃料の安定供給、採算性が期待できる農業水利施設への小水力発電施設建設の促進などに取り組みます。

反映結果

<新規事業の創設>

- 里山林の整備で生じる間伐材等を木材燃料として有効に活用するため、木質燃料の低コスト生産・供給の仕組みづくりを支援する「里山再生エネルギー活用調査・普及事業費（H27 予算 532 千円）」を創設します。

<既存事業の拡充>

- 松くい虫被害の北上を阻止するとともに、保安林など公益的機能が高い松林の保全等を図るため、松くい虫被害防除監視員等の設置や被害木の駆除、被害発生予防等の対策を実施する「松くい虫等防除事業費（H27 予算 210, 140 千円）」を拡充し、樹種転換及び枯死経過木対策に取り組みます。

<その他取組の改善強化等>

- 農業の多面的機能を発揮し、自然循環機能を維持・増進するため、「環境と共生する産地づくり確立事業費（H27 予算 197, 846 千円）」により、特別栽培や有機農業などの環境保全型農業を推進するとともに、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い技術に取り組む農業者を支援します。
- 小水力発電設備の導入を推進するため、「小水力等再生可能エネルギー導入推進事業費（H27 予算 196, 500 千円）」により、県有ダム等にモデル的な発電設備を設置するほか、土地改良区が行う発電設備設置に対し支援します。
- 水源かん養機能など森林の公益的機能を維持増進させるため、「いわての森林づくり推進事業費（いわて環境の森整備事業費）（H27 予算 821, 850 千円）」により、強度間伐による針葉樹と広葉樹の混交林誘導伐を支援します。
- 木質バイオマス利用を促進するため、「木質バイオマス熱電利用促進事業費（H27 予算 752 千円）」により、発電事業体と素材生産団体との燃料需給調整を支援するほか、木質燃料ボイラーに関心を持つ民間企業等へ有識者を派遣し導入を支援します。

【用語解説】

※1 補給型施肥

ほ場からの収穫物による肥料成分持ち出し量、浸透水による土壌養分の溶脱量を施肥によって補給するという考え方にに基づき施肥するもの。

※2 環境保全型農業

農業の持つ自然循環機能を維持増進し、生産性の向上を図りながら、堆肥等による土づくり並びに化学的に合成された農薬及び肥料の使用の低減により、環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業。

※3 小水力発電

数十 kw～数千 kw（一般的には 2,000kw 以下）の比較的小規模な発電の総称で、ここでは、農業用水路等における落差と水の流下エネルギーを利用し発電するものをいう。

※4 木質バイオマス

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉。木質バイオマスは、バイオマスのうち木材に由来するもの。

※5 再生可能エネルギー

自然界にある非化石エネルギーで、一度利用しても再生可能な枯渇しないエネルギー資源（例えば、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど）。

Ⅲ 医療・子育て・福祉

政策項目No.14：地域の保健医療体制の確立

課 題	今後の方向
① 医師の確保対策については、地域偏在や診療科偏在の解消には至っていないことから、引き続き医師の確保や勤務医の離職防止に向けた勤務環境改善などに取り組むとともに、医学部への進学者を増やす取組が必要です。	① 医師の確保と地域偏在等の解消を図るため、医師確保対策アクションプランに基づき、奨学金による医師の養成と適正配置の仕組みづくり、即戦力医師の招へいや勤務医の勤務環境向上対策、高校生を対象にした医学部対策講座や医学部進学セミナーの開催などに取り組みます。
② 看護職員の確保対策については、平成 22 年度に策定した第七次看護職員需給見通しにおいて、今後も看護職員の不足は見込まれることから、引き続き看護職員の確保に取り組む必要があります。	② 看護職員の県内定着を図るため、看護職員確保対策アクションプランに基づき、修学資金の貸付や県外就業者のUターン促進、県内就職支援ウェブサイトによる情報発信、潜在看護職員の活用促進などに取り組みます。
③ 質の高い医療が受けられる体制の整備については、引き続き、地域連携クリティカルパス*の導入やICTの活用による地域医療機関相互の連携強化、診療体制の整備、県民と一体となった地域医療体制づくりの取組を進めていく必要があります。	③ 質の高い医療の提供体制を構築するため、がん対策の推進や地域連携クリティカルパスの導入、周産期医療体制の確保、リハビリテーションの充実、在宅医療体制の整備を図るとともに、二次医療圏等ごとに、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を推進していくほか、県民総参加型の医療体制づくりに向けた県民運動などに取り組みます。
④ 救急医療体制については、本県は広い県土を有し山間部が多く、医師不足も顕著であることから、救急搬送体制のさらなる充実が必要です。	④ 救急医療体制の構築のため、ドクターヘリの運航実績の検証を踏まえた運航体制の円滑化やヘリポートの整備を図るとともに、北東北3県による広域連携運航を正式に開始し、より円滑で効果的な連携運航に取り組みます。
⑤ 周産期医療体制については、妊産婦等や医療従事者の負担軽減を図るため、医療機関の機能分担を推進するとともに、ICT等の活用による連携体制を強化する必要があります。	⑤ 医療機関の機能分担や連携の一層の強化を図るため、周産期医療情報ネットワークを活用した市町村と医療機関の連携や医療機関間による画像診断連携等を推進します。
⑥ 在宅医療体制については、提供体制の構築が一部地域に止まっており、在宅医療の提供体制の構築に対する支援が求められています。	⑥ 地域のリーダーとなる人材の育成や研修会等を開催するとともに、地域の实情に応じた在宅医療の提供体制を構築していくため、今後とも市町村や郡市医師会等と情報共有を図りながら、各地域で行う多職種による課題の抽出・共有・協議に係る取組や拠点整備等を支援します。
⑦ 被災地における医療提供体制については、まちづくりの進捗状況や用地の確保の問題などにより、医療施設の開設に時間を要することから、引き続き被災医療機関の復旧・復興を支援する必要があります。	⑦ 被災地域の医療提供体制を確保するため、市町村の新たなまちづくりや住民ニーズ等に対応した医療機関の再建を引き続き支援します。
⑧ 感染症対策については、新型インフルエンザ発生時に県民の健康被害を最小限にとどめ、地域の社会・経済活動の混乱や停滞を防ぐことができるよう、感染拡大を可能な限り抑制する取組を継続するほか、様々な感染症対策に取り組む必要があります。	⑧ 新型インフルエンザの発生等に備えるため、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の保管管理や、感染拡大を防止するための県民への普及啓発、感染症医療体制の拡充など、予防対策を着実に進めるとともに、若年層へのエイズや性感染症対策など、それぞれの感染症の特性に応じた対策を推進します。
⑨ 肝炎対策については、県内各地域において適切な肝炎治療を受けられるようにするため、地域肝炎疾患アドバイザーの配置をさらに進めていくことが必要です。	⑨ 地域肝炎疾患アドバイザーが配置されていない市町村に対し、制度の趣旨やアドバイザー養成の重要性について重点的な周知に取り組みます。
⑩ 本県においては脳卒中年齢調整死亡率（平成 22 年）が、全国で最も高いことから、この改善に向け、全県を挙げた一層の取組を進める必要があります。	⑩ 脳卒中予防対策については、健康いわて 21 プラン（第 2 次）に基づき、広く生活習慣病の予防に取り組むとともに、幅広い団体の参画により平成 26 年 7 月に設立した「岩手県脳卒中予防県民会議」において、全県を挙げた活動を推進します。

<p>⑪ 特定健診やがん検診については、市町村や医療保険者間の連携を促進し、県民が受診しやすい環境の整備を進めることにより、受診率の向上を図る必要があります。</p>	<p>⑪ 特定健診やがん検診の受診率向上のため、市町村・医療保険者・健診機関などの関係団体と課題等の情報共有を図るとともに、関係団体の取組を支援するなど、県民が受診しやすい環境の整備に取り組みます。</p>
---	---

総括

以上のことから、地域の保健医療体制の確立のため、「岩手県保健医療計画（平成25年度～平成29年度）」を基本とし、引き続き地域の医師の確保と適正配置、質の高い医療サービス提供に向けた医療機関の機能分化と連携体制の構築に取り組むとともに、被災地域の新たなまちづくりに連動した医療機関の整備支援や災害時における救急医療体制の強化に取り組みます。また、岩手県脳卒中予防県民会議において、脳卒中予防対策に取り組むほか、新型インフルエンザの感染拡大防止対策、生活習慣病予防のための健（検）診受診率向上に向けた市町村・医療保険者の支援対策を推進します。

反映結果

<新規事業の創設>

- 平成27年度から看護師等の届出制度が開始されることに伴い、制度の有効な活用を図り看護職員の確保を推進するため、「看護職員確保対策費（ナースセンター機能強化費）（H27 予算 6,650 千円）」を創設します。
- 看護職員養成施設の施設及び設備整備を支援し、看護職員確保を推進するため、「看護師等養成費（看護師養成所学習環境整備事業費）（H27 予算 1,050 千円）」及び「看護師等養成所施設設備整備費（看護師養成所施設設備整備事業費補助）（H27 予算 171,312 千円）」を創設します。
- 看護教育の質の向上を図るため、「看護教員確保対策事業費（看護教員確保対策費（民間立））（H27 予算 7,680 千円）」を創設します。
- 看護職員の研修を実施し看護の質の向上を図るため、「保健師等指導費（保健師等指導費）（H27 予算 8,332 千円）」を創設します。
- 資格を有しながら歯科衛生士の職に就いていない者に対し、復職を支援するため、「歯科医療対策費（潜在歯科衛生士復職支援費補助）（H27 予算 652 千円）」を創設するほか、歯科の新技术に対応できる歯科技工士を養成するため、「歯科医療対策費（歯科医療新技术普及事業費補助）（H27 予算 1,522 千円）」を創設します。また、在宅歯科医療及び口腔ケア等について、専門性を有する歯科医師等を養成するため、「歯科医療対策費（在宅歯科医療研修事業費補助）（H27 予算 1,166 千円）」を創設します。
- 障がい者に対する歯科治療が円滑に実施できるよう、障がい者歯科診療技術習得等の研修会の開催や診療に関する普及啓発等を行うため、「障がい者歯科医療対策費（歯科医師会研修事業費）（H27 予算 7,861 千円）」を創設するほか、がん患者の口腔管理を行い、各種がん治療の副作用や合併症の予防・軽減を図るため、「歯科医療対策費（医科歯科医療連携推進費補助）（H27 予算 2,000 千円）」を創設します。

<既存事業の拡充>

- 医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保を図るため、「医療勤務環境改善支援事業費（H27 予算 19,753 千円）」を拡充します。
- 質の高いがん医療の提供やがん患者に対する相談支援などを強化するため、「がん対策推進費（がん診療連携拠点病院機能強化事業費）（H27 予算 122,321 千円）」を拡充します。
- 在宅医療・介護連携について、市町村や在宅医療・介護の関係者による在宅医療介護連携圏域会議の開催のほか、市町村職員に対する啓発セミナーの開催などを行うため、「在宅医療推進費（在宅医療推進事業費）（H27 予算 393,806 千円）」を拡充します。

<制度・組織体制の見直し>

- 地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、各医療機能の必要量等を含む地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示す地域医療構想の策定に取り組みます。
- がん対策推進条例に基づき、県民・関係者が連携・協力してがん対策を推進していくため、予防・検診・治療などの多岐にわたるがん対策を総合的に企画・調整する特命課長を配置して体制を強化します。

<その他取組の改善強化等>

- 県内看護職員養成施設卒業生の県内就業や看護職員のUターン及び潜在看護職員の復職推進のため、県内医療機関の魅力の発信や就職イベントの開催により、看護職員確保のための取組を強化します。
- がん患者やその家族に対する情報提供の強化を図るなど、がん患者の療養生活の質の向上を図るための取組を強化します。

- 平成26年度から正式に開始した北東北3県によるドクターヘリ広域連携の取組を円滑に実施していくとともに、県内におけるヘリポートの整備について、引き続き検討を進めていきます。
- 周産期医療提供体制の充実を図るため、未加入の団体に対し、周産期医療情報ネットワークの加入促進に係る支援や活用事例を紹介するほか、超音波画像による診断の連携体制の整備に引き続き取り組みます。
- 被災地における医療提供体制の着実な復興を図るため、医療機関の移転新築を支援するとともに、被災した県立病院の再建に引き続き取り組みます。
- 新型インフルエンザ等の発生時における健康危機管理に迅速に対応するため、その対応方策の検討や抗インフルエンザウイルス薬の保管管理、研修・訓練などに引き続き取り組むとともに、地域の医師会や中核的医療機関、市町村等との連携体制の強化を図ります。
- 肝炎対策を推進するため、肝炎ウイルス検査の必要性等の普及啓発、肝炎ウイルス検査体制の確保、医療費助成に引き続き取り組むとともに、地域肝疾患アドバイザーが未配置の市町村への配置及び既に配置済の市町村においても更なる配置が行われるよう、地域肝疾患アドバイザーの養成研修を継続して行います。
- 脳卒中年齢調整死亡率の改善のため、岩手県脳卒中予防県民会議の構成団体への加入を促進し、広く県民の参画を図りながら、減塩等の食生活改善、適度な運動習慣の定着（優良企業の表彰）、禁煙施策の推進など、引き続き脳卒中予防のための取組を行います。
- 特定健診・がん検診の受診率向上のため、リーフレットの配布などにより、広く県民に対する普及啓発を行うとともに、市町村や医療保険者と連携して、受診率向上に向けた検討会の開催や休日・夜間帯の健診実施など、引き続き県民が受診しやすい環境を整備し、全県的な受診率の底上げに努めます。

【用語解説】

※ クリティカルパス

急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰られるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるもの。診療に当たる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにするもの。

政策項目No.15：家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを生き育てられる環境の整備

課 題	今後の方向
① 子ども・子育て支援新制度については、平成27年4月の施行後の制度の実施が円滑に進むよう、計画の実現に向けて必要に応じて助言を行うなど、実施主体である市町村支援の充実を図る必要があります。	① 市町村子ども・子育て支援事業計画の円滑な推進に向け、引き続き保育所整備等の財政支援を行います。また、市町村計画の達成状況を確認しながら、待機児童解消のための保育士確保対策を進めるとともに保育士に対する研修等の実施など保育サービスの質の向上に向けた支援を行います。
② 子どもや子育ての支援については、少子化・核家族化の進行により、子育ての孤立化が懸念されるとともに、児童虐待等の課題も顕在化しており、社会全体で子どもや子育てへの支援に取り組む必要があります。	② 子どもや子育て支援の重要性を全ての県民が共有し、オール岩手の体制で支援していくため、いわての子どもを健やかに育む条例（仮称）を制定し、子ども・子育て支援に関する基本理念や様々な主体の役割等を明らかにしながら、総合的かつ計画的に子ども・子育て支援施策を推進します。
③ 子育てにやさしい環境づくりについては、民間企業、市町村、地域等の子育て支援策の取組を促進することによって、社会全体で支援を行う意識の啓発や気運の醸成を図る必要があります。	③ 「いわて子育て応援の店」の拡大を図るため、店舗訪問による協賛店舗の新規開拓のほか、商工団体への周知や会報への掲載依頼、コンビニエンスストアの地区本部等への周知や登録要請に取り組みます。また、「いわて子育てにやさしい企業等認証・表彰」の拡大に努めます。
④ 周産期医療体制については、妊産婦等や医療従事者の負担軽減を図るため、医療機関の機能分担を推進するとともに、ICT等の活用による連携体制を強化する必要があります。	④ 医療機関の機能分担や連携の一層の強化を図るため、周産期医療情報ネットワークを活用した市町村と医療機関の連携や医療機関間による画像診断連携等を推進します。

<p>⑤ 子どもの健全育成については、東日本大震災津波による被災孤児・遺児の健全な育成を支援するとともに、中長期にわたって被災児童のこころのケアに取り組む必要があります。</p>	<p>⑤ 被災孤児・遺児に対し、児童相談所等による訪問活動や各種支援制度の周知を図るとともに、「いわてこどもケアセンター」を継続して設置し、中長期にわたり被災児童のこころのケアに取り組めます。</p>
<p>⑥ ひとり親家庭については、自立した生活ができるよう、就労や生活上の課題などに対応した母子自立支援プログラムの策定などによる支援をしていく必要があります。</p>	<p>⑥ 母子・父子自立支援プログラムの策定が促進されるよう、市町村等を通じて対象者に周知するとともに、公共職業安定所が実施する「生活保護受給者等就労自立促進事業」と連携して取り組みます。</p>

総括

以上のことから、子ども子育て支援新制度に適切に対応し、家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを生き育てられる環境の整備のため、安全安心な出産環境の充実、地域や企業等における子育て家庭を支援する機運の醸成や、地域の実情に応じた一時預かりなどの多様な保育サービスの充実、被災児童に対する総合的な支援や継続的なこころのケアに取り組めます。

反映結果

<新規事業の創設>

- 子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、市町村が実施する「子育て支援員」を認定するための研修を支援するため、「子育て支援員研修事業費補助（H27 予算 11,814 千円）」を創設します。
- 地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、身近な場で妊産婦等を支える体制の構築を図るため、「妊婦出産包括支援事業費（H27 予算 375 千円）」を創設します。
- 結婚支援センターを設置し、婚活イベントの情報発信や、会員相互のマッチング支援を行うなど、結婚、妊娠・出産や子育ての各ライフステージに応じた支援を行うため、「いわての子どもスマイル推進事業費（H27 予算 52,060 千円）」を創設します。
- 男性不妊治療費の助成や不妊治療協議会の設置による体制の構築を図るため、「男性不妊治療費助成事業費（H27 予算 2,220 千円）」を創設します。

<既存事業の拡充>

- 治療費が高額となる特定不妊治療費の費用負担額の軽減を図るため、「母子保健対策費（特定不妊治療費助成事業費）（H27 予算額 116,310 千円）」を拡充します。

<制度・組織体制の見直し>

- 平成26年度に「いわて子どもプラン」の見直しを行い、また、新たに「県子ども・子育て支援事業支援計画」等を策定したところであり、市町村や関係団体等との連携を図り、制度の円滑な実施に取り組みます。
- 子どもや子育てへの支援の重要性を県全体で共有しながら、総合的かつ計画的に施策を推進するため、「いわての子どもを健やかに育む条例」を制定し、平成27年度から施行します。
- 子育て支援策として、乳幼児医療費助成の対象の拡大を図るとともに、就学前児童及び妊産婦に係る医療費助成の現物給付化に取り組みます。
- 人口減少問題への対応として、専任の特命課長を配置して体制を強化し、結婚支援センターの設置によるマッチング事業などの結婚支援に集中的に取り組めます。

<その他取組の改善強化等>

- 「いわて子育て応援の店」の拡大を図るため、引き続き、店舗訪問による協賛店舗の新規開拓やコンビニエンスストアの地区本部等への周知や登録要請に取り組むほか、「いわて子育てにやさしい企業等認証・表彰」の拡大に努めます。
- 周産期医療提供体制の充実を図るため、未加入の団体に対し、周産期医療情報ネットワークの加入促進に係る支援や活用事例を紹介するほか、超音波画像による診断の連携体制の整備に引き続き取り組みます。
- 被災孤児・遺児に対し、児童相談所等による訪問活動や各種支援制度の周知を図るとともに、引き続き「いわてこどもケアセンター」を設置し、被災児童のこころのケアに取り組めます。
- ひとり親家庭の自立、就労を支援するための母子・父子自立支援プログラムの利用促進を図るため、市町村等を通じて対象者に周知を図るとともに、新たに公共職業安定所と連携し利用促進に取り組みます。

補 足

- 県立療育センターの整備については、平成26年度末までに設計業務を完了する予定としており、整備基本計画に基づき、平成29年度中の移転改築整備完了に向けた取組を着実に推進します。

政策項目No.16：福祉コミュニティの確立

課 題	今後の方向
<p>① 生活支援の仕組みづくりや安全・安心のセーフティネットづくりについては、東日本大震災津波での経験を踏まえ、避難行動要支援者の災害発生時の避難支援が的確に行われるよう、福祉マップづくりや福祉避難所の指定・協定締結等を進める必要があります。</p>	<p>① 福祉マップづくりについては、その作成過程の重要性や必要性を含め、市町村に対し、周知するなど、引き続き取組を促進します。 また、福祉避難所については、東日本大震災津波時の福祉避難所の状況や課題について情報提供し、指定・協定締結の促進や、円滑な設置・運営がなされるよう、市町村や福祉避難所となる社会福祉施設の設置者に対し働きかけます。</p>
<p>② 誰もが生活困窮に陥るリスクに直面していることから、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「第2のセーフティネット」の構築が必要となっています。</p>	<p>② 生活困窮者の自立に向けた支援が確実かつ適切に実施されるよう、関係機関との連携体制を構築のうえ、平成27年4月から始まる新たな生活困窮者自立支援制度の着実な推進を図ります。</p>
<p>③ 福祉コミュニティの確立については、少子高齢化や過疎化の進行などにより、地域の支え合いや助け合いなどの相互扶助機能が弱体化しており、特に、被災した沿岸部の福祉コミュニティの復興・再構築を図る必要があります。</p>	<p>③ 平成26年3月に策定した第2期岩手県地域福祉支援計画等に基づき、地域の実情に応じた新たな支え合いや生活支援の仕組みづくりに取り組むとともに、特に被災地においては、市町村等が実施する福祉コミュニティの復興を図るための取組を支援します。</p>
<p>④ 地域包括ケアシステムの構築支援については、在宅医療の推進と介護との連携、認知症施策、介護予防等の一層の推進に向け、その中核となる地域包括支援センターの十分な体制の強化を図る必要があります。</p>	<p>④ 地域包括ケアシステム構築のため、市町村に対しロードマップの活用や先進事例の情報提供、多職種連携の推進を支援するなど、地域包括支援センターの体制の充実強化に計画的に取り組むよう支援します。</p>
<p>⑤ 地域密着型サービス拠点については、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、地域の特性に応じた多様なサービスが提供されるよう、基盤整備を進める必要があります。</p>	<p>⑤ 市町村が策定した第5期介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護などの地域密着サービス拠点の整備を支援するとともに、平成26年度に策定される第6期介護保険事業計画に基づき整備が図られるよう支援します。</p>
<p>⑥ 障がい者が希望する地域で必要な支援を受けながら安心して生活ができる環境の構築については、住まいや日中活動の場の整備、障がい者の権利擁護、サービス利用に関する相談支援体制の充実に取り組む必要があります。 また、東日本大震災の影響を受けた障がい福祉サービス事業所の安定した運営や障がい者のサービスの拡充などに向けた支援が求められています。</p>	<p>⑥ 障がい者の地域生活を実現するため、市町村や事業者と連携し、グループホーム等の整備を推進するほか、相談支援体制の充実に取り組みます。 また、障がい者に対する差別や虐待の解消に向けて、県民への普及啓発や、相談担当職員の資質向上、関係機関の連携強化に取り組むとともに、東日本大震災の影響を受けた障がい福祉サービス事業所の運営体制充実のための指導・助言、自主生産製品の販路拡大などの支援に引き続き取り組めます。</p>
<p>⑦ 自殺者数（人口10万人当たり）の年度目標は下回りましたが、全国2位の高位であり、特に、本県では50代の男性、70歳以上の女性の自殺者が多い状況にあることから、今後も、各種の自殺予防施策を継続していく必要があります。</p>	<p>⑦ 包括的自殺対策プログラム（久慈モデル*）の県内全域での実施・定着を図るため、市町村における自死遺族支援などの事業への支援を行うとともに、ゲートキーパー等の人材養成や相談・支援、各種普及啓発等に取り組むほか、50代の男性、70歳以上の女性を対象とした取組を強化します。</p>

<p>⑧ 被災により増大したところのケアのニーズに中長期的に取り組むため、医療従事者の確保や被災自治体のところのケア体制の整備に引き続き取り組む必要があります。</p>	<p>⑧ 精神科医師の確保を図るため、関係機関・団体に対し協力依頼を継続して行うほか、現在配置されている専門職員の定着と更なる資質の向上、被災地におけるニーズ把握、健康教育などを始めとした被災自治体のところのケア体制の整備を引き続き支援します。</p>
--	--

総括

以上のことから、福祉コミュニティの確立のため、生活困窮者の自立に向けた支援、市町村における地域包括ケアシステムの構築に向けた支援や地域密着型サービス拠点整備の推進、障がい者の就労支援やグループホーム等の整備、福祉避難所の設置、ゲートキーパーや傾聴ボランティア等の自殺予防に関わる人材養成などに取り組みます。

反映結果

<新規事業の創設>

- 平成27年4月から始まる新たな生活困窮者自立支援制度を着実に推進するため、相談支援や住居確保給付金の支給などを行う「生活困窮者自立支援事業費（H27 予算 82,451 千円）」を創設します。
- 介護分野への人材の新規参入と定着を促進するため、潜在的求職者等への研修や職場体験の実施、専門の支援員による就労促進やキャリアアップの支援等を行う「介護人材マッチング支援事業費（H27 予算 41,868 千円）」を創設します。

<既存事業の拡充>

- 介護保険制度改正に対応し、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が推進されるよう、関係団体との連携体制を構築し、各種の研修や専門職による助言等の支援を行うため「地域包括ケアシステム基盤確立事業費（H27予算9,758千円）」を拡充します。
- 高齢者が介護予防の新たな担い手となり、地域住民が自ら運営する介護予防の取組を推進するため「地域リハビリテーション支援体制整備推進事業費（H27予算17,411千円）」を拡充します。
- 介護人材の確保・資質向上を図るよう、介護事業所の労働環境の改善や介護の仕事の魅力発信等を行うため、「介護人材確保事業費（H27予算18,466千円）」を拡充します。

<制度・組織体制の見直し>

- 大規模災害時に福祉避難所等で要援護者の福祉ニーズの把握や応急支援等を担う「災害派遣福祉チーム」のチーム員・チーム数を増加し派遣体制の充実を図るため、チーム員養成研修を行うとともに、県総合防災訓練等に参加し、円滑な派遣に備えた関係機関・団体等との連携体制の構築を推進します。
- 市町村における地域包括ケアシステムの構築に向け、医師会ほか関係団体等との連携を密にして市町村を支援するとともに、医療と介護を切れ目なく提供していく観点から在宅医療の推進と一体的に取り組んでいくため、専任の特命課長を設置して体制を強化します。
- 岩手県自殺総合対策本部による全庁横断的な自殺防止の取組を一層強化するとともに、民間も含めた関係機関等との連携を図りながら総合的な自殺対策を推進するため、専任の特命課長を配置して体制を強化します。

<その他取組の改善強化等>

- 災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）を受け策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、福祉避難所の指定・協定締結の一層の促進を県内4か所で開催する研修会で市町村に働きかけます。
- 平成26年3月に制定した「第2期岩手県地域福祉支援計画」（平成26～30年度）に基づき、地域の支え合いや生活支援の仕組みづくりに取り組むとともに、生活支援相談員や民生委員等による安否確認・見守り活動、相談支援を継続し、福祉コミュニティの再構築を推進します。
- 東日本大震災津波の経験・課題を踏まえて策定した「岩手県防災ボランティア活動指針」に基づき、防災ボランティアの円滑な展開に備えた関係機関・団体等の連携体制の構築を推進します。
- 地域密着型サービス拠点の整備については、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所などの地域包括ケアシステムを推進する施設の整備を支援します。
- 被災により自主生産製品の販路を失うなどの影響を受けた障がい者就労支援事業所の業務受注や販路の確保・拡大を図るため、コーディネーターの配置や専門アドバイザーの派遣により生産活動等を支援します。
- 自殺対策を総合的に推進するため、引き続き、相談支援体制の整備、人材養成、普及啓発を行うとともに、50代の男性に対しては、企業を訪問し取組の要請や相談窓口の周知を図り、また、70歳以上の女

性に対しては、介護予防チェックリストの活用による訪問支援を行うなど、自殺者の多い世代への対策を強化するほか、市町村における職域（勤労者、離職者）へのアプローチや自死遺族支援などの取組を支援します。

- 被災者のこころの健康問題に適切な対応を行うため、引き続き、「県こころのケアセンター」及び「地域こころのケアセンター」を運営し、長期にわたる継続した専門的ケアを行います。

補 足

- 平成28年度に本県で開催される希望郷いわて大会（第16回全国障害者スポーツ大会）に向けて、選手の育成・強化などの取組を推進するため、スポーツ教室の開催や強化練習の実施、指導者の連携体制の強化などに取り組みます。（政策項目No.33「豊かなスポーツライフの振興」関係）

【用語解説】

※ 久慈モデル

久慈モデルとは、久慈保健所管内で行ってきた包括的な自殺対策プログラムのことで、①ネットワーク、②一次予防（サロンづくり、普及啓発等）、③二次予防（相談支援体制整備）、④三次予防（自死遺族支援）、⑤精神疾患へのアプローチ、⑥職域（勤労者、離職者）へのアプローチの6つの骨子に基づく対策となっている。

IV 安全・安心

政策項目No.17：地域防災力の強化

課 題	今後の方向
<p>① 東日本大震災津波の経験により県民の防災意識は一定の高まりがみられるものの、地域や年代により差があることから、更なる防災意識の高揚と震災経験の継承に向けた取組を進めていく必要があります。</p>	<p>① 東日本大震災津波の経験・記憶の継承と、県民が主体的に「避難力」と「備え」を身に付ける意識を醸成するため、市町村や関係機関と連携しながら、新たな防災教材等による防災教育や、県総合防災訓練、県政番組等の活用による広報を通じて、各家庭における備蓄の推進など普及啓発活動を展開するとともに、学校や地域で防災教育を推進できる人材の育成に努めるなど、「自助」による防災対策を推進します。</p>
<p>② 自主防災組織の組織率は、全国平均を上回っているものの、組織数や活動内容に地域間でばらつきがあります。また、東日本大震災津波では活動が活発な地域の人的被害が少なかった事例がある反面、避難行動要支援者を助けに行き被災した事例もあったことから、地域ごとの課題や実情を踏まえながら、自主防災組織の組織化や育成・強化を図る必要があります。</p>	<p>② 自主防災組織の組織化や活動の活性化のため、市町村と連携しながら、組織の必要性等の普及啓発やリーダーの育成、自主防災組織を主体とした避難訓練等の実施促進、新たに創設した「地域防災サポーター」の派遣による活動強化の支援など、「共助」による防災対策を推進します。</p>
<p>③ 東日本大震災津波や頻発する大雨災害の教訓を踏まえた実践的な訓練の実施や避難環境の整備のほか、大規模災害時に対応可能な広域的な防災体制の整備、御嶽山の噴火を踏まえた火山防災対策の推進など、県、市町村、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要があります。</p>	<p>③ 東日本大震災津波や近年の各種災害における災害対応の課題を踏まえ、より実践的・広域的な防災訓練等を実施するとともに、大災害に対応できる広域的な防災体制の整備や、御嶽山の噴火を教訓とした火山防災対策の推進、市町村の避難勧告等発令基準作成の促進のほか、広域防災拠点の運用体制整備など、「公助」による防災対策を推進します。</p>
<p>④ 大規模災害時などにおける効果的な応急活動を実施するために、県や市町村における防災通信機能の強化を図る必要があります。</p>	<p>④ 地域住民等への迅速な情報伝達や県の災害対応力強化のため、防災行政無線等の復旧・整備を進める市町村を支援するとともに、防災行政情報通信ネットワークの整備や消防救急無線のデジタル化、災害対応におけるオペレーション機能の充実・強化に取り組みます。</p>

総 括

以上のことから、東日本大震災津波や近年の各種災害における経験・教訓を踏まえ、県民の被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、引き続き、「自助」、「共助」、「公助」それぞれの分野について、より実効性のある防災対策を講じていくことにより、地域防災力の強化に努めます。

反映結果

<新規事業の創設>

- 災害時における市町村等からの情報収集・分析を迅速に行い、効果的な災害対応が可能となるよう「災害情報システム整備事業費（H27予算101,619千円）」を創設し、県における災害対応オペレーション機能の充実・強化を図ります。

<制度・組織体制の見直し>

- 昨年度策定した「岩手県広域防災拠点配置計画」及び「岩手県災害備蓄指針」に基づき、広域防災拠点への飲食料等の備蓄を行うとともに非常用通信機器を配備し、平常時における「物資・資機材の備蓄機能」と「情報伝達機能」の整備を進めます。

<その他取組の改善強化等>

- 地域防災サポーター活動の充実強化のため、サポーター間の情報交換の場の設定やサポーターが活動するうえで必要な技能向上研修を実施します。
- 総合防災訓練の実施や避難勧告等発令基準の策定等の促進、火山防災対策の充実・強化に重点を置いた取組の展開を図るなどして、実効性の高い防災体制の整備を進めます。
- 航空消防防災体制の強化を図るため、老朽化が進んでいる防災ヘリコプターを更新整備します。

政策項目No.18：安全・安心なまちづくりの推進

課 題	今後の方向
① 平成 26 年においては、侵入窃盗や乗物盗における無施錠被害の件数は前年同期に比べ減少していますが、侵入窃盗被害における無施錠被害率は、全国と比較して依然として高い状況にあるほか、振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害件数が増加している状況にあることから、鍵かけや振り込め詐欺被害防止など身近なところから防犯の取組をさらに拡大していく必要があります。	① 子どもから高齢者まで県民の各世代に対して、鍵かけキャッチフレーズ「おにっこ」※1などを活用した広報啓発に継続して取り組みます。特殊詐欺の被害防止については、高齢者を取り巻く家族など周辺の協力者と連携した個別指導や広報啓発に取り組むとともに、金融機関等の関係機関と連携した高齢者に対する注意喚起も継続します。
② 危険箇所点検の実施など犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組む自主防犯団体※2の割合が増加しましたが、更なる活動促進のため研修会等への講師派遣、地域安全マップづくりの普及や情報提供など、地域における防犯活動への支援を継続していく必要があります。	② 地域における防犯活動の促進のため、指標に掲げる団体の割合が低い地域を中心に、警察署、地区防犯協会等と連携しながら、活動拡大の呼びかけやアドバイザー派遣などの支援を行うとともに、自主防犯団体対象の研修会を開催し、危険箇所点検や防犯指導・診断の普及を図ります。
③ 平成 26 年においては、犯罪少年の再犯者数及び犯罪少年に占める再犯者の割合（再犯者率）が前年と比べ減少しましたが、触法少年が増加したことから、低年齢少年までを含めた再非行防止に向けた取組を推進する必要があります。	③ 非行少年の立ち直りを図り再犯者を減らすため、今後も低年齢少年までを含め、少年サポート隊による非行少年の立ち直り支援活動を継続して推進します。
④ 交通事故防止に向けて、引き続き交通安全に係る各種啓発活動を行うとともに、交通事故死亡者の割合が高い高齢者の事故防止対策を強化する必要があります。	④ 交通事故防止のため、広報啓発活動を推進するとともに、高齢者向けの参加・体験・実践型講習・ドライバー講習などにより高齢者の事故防止対策を推進します。
⑤ 引き続き消費者トラブルの解決力向上のために相談体制の強化を図るほか、消費者が被害に遭わない環境づくりのため、情報提供を行っていく必要があります。	⑤ 消費生活相談員の資質向上のため、研修等の実施や、弁護士会等の関係機関と連携した相談会の開催など、相談体制の強化を図ります。また、消費者被害の防止のため、各種啓発や消費者教育の推進を通じた情報提供を図ります。
⑥ 東日本大震災津波により、警察署や交番・駐在所が多く被災したことから、これらの施設の早急な復旧を図るとともに、他の老朽化した施設等の整備を図る必要があります。	⑥ 治安基盤の強化を図るため、被災した警察署や交番・駐在所の復旧や老朽化した警察施設の整備など、警察活動の基盤整備を実施します。
総 括	
以上のことから、安全・安心なまちづくりの推進のため、地域における防犯活動の活性化や犯罪が起こりにくい環境づくりを進めるとともに、高齢者の交通事故防止を重点とした交通安全対策や警察施設の整備による治安基盤の強化、消費生活の相談体制の強化や情報の提供などに取り組みます。	
反映結果	
<新規事業の創設>	
● 高齢者の特殊詐欺被害予防対策を推進するため、特殊詐欺被害防止啓発活動、電話による被害防止指導事業及び自動通話録音警告機の貸出しを行う「特殊詐欺被害予防対策費（H27 予算 12,926 千円）」を創設します。	
<その他取組の改善強化等>	
● 地域における防犯活動を促進するため、地域安全アドバイザーの出前講座の充実を図るとともに、人材育成のための講習会を新たに開催するなど、犯罪が起こりにくい環境づくりの取組を拡充します。	
● 高齢者の交通事故防止対策を推進するため、歩行環境シミュレータを増設し、参加・体験・実践型交通安全教室の取組を拡充します。	

【用語解説】

※1 鍵かけキャッチフレーズ「おにっこ」

「㊦おきな安心 ㊧個のかぎかけできたかな？ ㊨いうっかりはいけません ㊩どもも大人もみんなで広めよう」の頭文字、「おにっこ」を鍵かけの励行のキャッチフレーズとして岩手県警察が考案し、浸透を図っている。

※2 犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組んでいる自主防犯団体

危険箇所点検の実施、防犯指導・診断、地域安全マップ作成のいずれかの活動に取り組んでいる団体。

政策項目No.19：食の安全・安心の確保

課 題	今後の方向
① 第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会の開催時期に向けて、本県の食の安全・安心の確保がより一層求められており、岩手版HACCP ^{※1} の導入促進や、食品関係施設に対する監視指導体制の更なる強化が必要です。	① ビジネスパートナーである（一社）岩手県食品衛生協会との協働により、食品営業施設への岩手版HACCPの普及に引き続き取り組むとともに、通常の監視指導業務に加えて、国体関係者等が利用する施設の立入検査等に重点的に取り組みます。
② 県民の食品に関する信頼の向上と理解増進のため、食品の安全性に関する情報を継続的かつ的確に届ける必要があります。	② リスクコミュニケーション ^{※2} や出前講座、ホームページによる情報発信等について、実施方法を不断に工夫し、情報発信の充実を図ります。
③ 相次ぐ食品の偽装事案が、食の安全性に対する消費者の不信を招いており、事業者には、適正な食品表示の徹底が求められています。	③ 監視指導体制を強化するとともに、事業者の倫理意識向上を促すため、普及啓発等に取り組みます。
総 括	
以上のことから、食の安全・安心の確保のため、これを支える体制の整備等に取り組む必要があることから、岩手版HACCPの普及や監視指導、情報発信等の取組を継続するとともに、事業者の倫理意識の更なる向上を促します。	
反映結果	
＜既存事業の拡充＞	
● 食品の安全性に関する情報をより効果的に県民に届けるため、動画を作成し、DVDによる配布やホームページ上での配信を行うとともに、適正な食品表示を引き続き確保して行くため、新たに施行される「食品表示法」に係る説明会の開催や事業者の指導に取り組む必要があることから、「食の信頼確保向上対策事業費（H27予算5,858千円）」を拡充します。	
＜その他取組の改善強化等＞	
● 第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、県内食品事業者へ岩手版HACCPの導入が進むよう、関係機関等と連携しながら、その普及にさらに取り組みます。	
● 岩手県食品衛生監視指導計画に基づき、通常の監視指導業務に加えて、国体関係者等が利用する施設の立入検査等に重点的に取り組み、事業者の意識と衛生管理体制の向上を促します。	

【用語解説】

※1 岩手版HACCP

HACCPとは、「Hazard Analysis and Critical Control Point」の頭文字の略語で「危害分析重要管理点」ともいい、製造における重要な工程を連続的に管理することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする食品の衛生管理手法の一つである。県では独自に、HACCPの考え方の浸透を目的として、温度管理を中心とした1～5項目の重要管理点について、定期的な温度等の確認と結果の記録を行う「HACCPの考え方に基づく衛生管理（岩手版HACCP）」の導入促進に取り組んでいる。

※2 リスクコミュニケーション

社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、行政、専門家、企業、市民などの利害関係者である関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図ること。

政策項目No.20：多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化

課 題	今後の方向
① 地域コミュニティのリーダーの高齢化や若手の後継者不足など、それぞれの地域で抱えている課題に対する取組を効果的に支援していく必要があります。	① 多様化する地域コミュニティの維持・再生に向けて、地域づくり活動の担い手の育成や、地域コミュニティ間のネットワーク構築に向けた取組を支援していきます。
② 東日本大震災津波により、仮設住宅での生活を余儀なくされているほか、高台移転後の災害公営住宅での新たなコミュニティ活動の促進が課題となっており、被災地域の自立的復興を促進するための地域コミュニティの再生・活性化に取り組む必要があります。	② 東日本大震災津波復興計画に基づき、市町村、NPO、いわて復興応援隊等と連携しながら、復旧・復興段階に応じた地域コミュニティ活動の環境を整えるとともに、地域住民が主体となって進めるコミュニティの再生等を支援していきます。

<p>③ 少子高齢化の進展に加え、人口流出により、本県の人口は減少傾向にあり、人口減少対策の一つとして、定住・交流の促進が急務となっています。</p>	<p>③ 移住イベントやWeb等を活用して、本県の魅力等を県内外に情報発信するとともに、それぞれの地域の特徴を生かした定住・交流のための受入れメニューの策定や環境の整備など、受け皿となる市町村の取組を支援していきます。</p>
<p>④ 産業や地域づくりの分野等において、移住者が活躍できる場づくりや移住相談に幅広く対応していくため、関係団体等と連携する必要があります。</p>	<p>④ 就業や不動産に関する情報のほか、具体的な移住者の活動状況などを総合的に収集し、移住相談に幅広く対応するとともに、移住者がその地域で活躍できるよう、市町村や関係団体等と連携しながら取組を進めていきます。</p>
<p>総括</p>	
<p>以上のことから、急激な人口減少が進む中で、地域コミュニティ機能の維持・再生に向けた対策等は急務となっており、市町村、NPO、関係団体等と連携しながら、地域活動を担う人材の育成や、被災地等の地域コミュニティ活動の環境整備を進めるとともに、本県の魅力発信と移住促進に向け、市町村の定住・交流に関する取組を支援します。</p>	
<p>反映結果</p>	
<p><新規事業の創設></p>	
<p>● 全県的な移住推進体制の整備を図るとともに、若者や本県出身者など本県への移住希望者等の掘り起こしを行い、本県への移住者の増加を図るため、「ふるさとづくり推進事業費（H27 予算 15,510 千円）」のほか、若者の地元就職の促進や、若者・女性に魅力ある地域づくりを進めるため、「北いわて若者・女性活躍支援事業費（H27 予算 6,477 千円）」を創設します。</p>	
<p><その他取組の改善強化等></p>	
<p>● 地域住民の自主的かつ主体的な地域コミュニティ活動が展開されるよう、集落の状況等に関する調査を実施し、地域課題の的確な把握、分析を進めるとともに、先進的な取組事例の紹介等を行いながら、地域活動をリード・サポートする人材を育成し、一層の地域コミュニティの活性化を図ります。</p>	

政策項目No.21：多様な市民活動の促進

課題	今後の方向
<p>① NPOの運営基盤が脆弱であるとの課題は未だに解消されておらず、自立的かつ継続的に活動することができるよう、運営基盤の強化に向け継続して取り組む必要があります。</p>	<p>① NPO活動交流センターによるNPO支援を継続するとともに、県内各地で活動する中間支援NPOとも連携しながら、NPOが自立的な団体運営を行えるように支援に取り組みます。</p>
<p>② 一部のNPOの不祥事に起因して、県民のNPOに対する信頼が揺らいでいることから、信頼回復に取り組む必要があります。</p>	<p>② 様々な機会を通じて、NPOにコンプライアンスの確立と情報の開示を働きかけます。また、NPO活動を広く周知し、県民がNPOへの理解を深めていただくよう広報活動を行います。</p>
<p>総括</p>	
<p>以上のことから、多様な市民活動の促進のため、NPOの活動に対する資金面での支援を継続して行うほか、NPOの運営基盤強化やコンプライアンスの確立を支援するための取組を引き続き実施します。また、NPOの活動を広く周知するための広報活動等に取り組めます。</p>	
<p>反映結果</p>	
<p><新規事業の創設></p>	
<p>● NPOと企業等との連携をさらに進め、自立する事業型NPOの育成支援に取り組むため、「事業型NPO育成事業費（H27 予算 1,393 千円）」を創設します。</p>	

政策項目No.22：青少年の健全育成

課 題	今後の方向
<p>① 岩手県におけるニートの数は、直近のデータである総務省の「平成24年就業構造基本調査」をもとにした集計によると、約6,100人となっており、平成19年の調査結果(6,300人)に比較して減少はしているものの、依然として高水準にあり、社会的に困難を抱える青少年(ニート等)の支援に引き続き取り組んでいく必要があります。</p>	<p>① 社会的自立に困難を抱える青少年の自立を効果的に支援するため、関係機関等の支援ネットワークを強化し、対象者の置かれた状況に応じて、必要な支援が継続的に提供される体制の構築に取り組めます。</p> <p>また、内閣府が実施する研修事業の活用や事例検討会の実施などにより、相談支援に携わるスタッフの資質向上に引き続き取り組めます。</p>
<p>② 多くの青年が、震災直後から被災地の支援活動に参加し、その後の復興に向けた活動にも積極的に取り組んでいる状況にあり、また、直近のデータである平成24年の「青少年の健全育成に関する意識調査」の結果によると、岩手の青年は、経済・社会情勢の厳しさを受け止めつつも、自己実現したいと考えていることが推察され、こうした社会参加意欲を受け止めながら、地域づくりを担う青少年の育成に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>② 青少年活動交流センターを拠点として、ボランティアに関する相談や情報提供を行うとともに、「青少年ボランティア」の登録促進やセンター事業等での活動機会の設定など、青少年のボランティア活動の支援を通じて、地域づくりを担う青少年の育成に取り組めます。</p> <p>また、若者間のネットワーク構築の促進や若者の活動を支援する仕組みの充実など、いわての復興を成功させ、いわての未来を切り拓く若者の活躍への支援を行います。</p>
<p>③ 青少年のインターネット利用者の増加や、スマートフォン等情報端末の高機能化に伴い、これらを介した有害情報との接触や情報モラルを逸脱した行為によって、青少年が事件やトラブルに巻き込まれるケースが後を絶たないことから、その対策の強化が引き続き必要とされています。</p>	<p>③ 青少年のみならず、保護者や青少年の指導的立場にある方々に対し、インターネットの適切な利用や違法・有害情報の回避方法の周知、情報モラルやフィルタリングサービス等の普及促進を通じ、インターネット上での非行・被害防止対策の推進に取り組めます。</p> <p>特に、地域における情報メディア対応の取組実態を把握したうえで、研修講座メニューの充実を図るなど、保護者や青少年の指導的立場にある方の積極的な参加を促します。</p>
<p>総 括</p>	
<p>以上のことから、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、社会的に困難を抱える青少年への支援、青少年の社会参画の促進、インターネット上での非行・被害防止対策に取り組む必要があることから、若者支援関係機関のネットワークの強化と支援員の資質向上、ボランティアに関する情報提供と講座の開催及びインターネットの適切な利用方法等の普及促進に重点的に取り組むとともに、いわての未来を切り拓く若者の活躍への支援を行います。</p>	
<p>反映結果</p>	
<p>＜制度・組織体制の見直し＞</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的自立に困難を抱える青少年の自立を効果的に支援するためのネットワーク組織である「子ども・若者支援地域協議会」の設置に向け、具体的な取組方向や構成団体の範囲等についての検討に着手します。 	
<p>＜その他取組の改善強化等＞</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年相談を担う各支援機関の担当者の資質向上とネットワークの強化等を目的とした、青少年相談のケース検討会について、相談の背景や原因の分析のほか具体的な支援方法の検討を行うなど、内容の充実を図ります。 ● 既に活動している若者や活動する意欲のある若者による主体的な活動を更に活性化させるため、「いわて若者活躍支援事業費(H27予算9,986千円)」により、支援内容の充実を図ります。 ● インターネット上での非行・被害防止対策を推進するため、県内各地域で情報メディア対応能力を養成するための研修を実施するなど、教育委員会や警察本部と連携した取組を強化します。 	

政策項目No.23：男女共同参画の推進

課 題	今後の方向
① 共働き世帯における女性の家事時間に対する男性の家事時間割合が目標に達していないことから、固定的性別役割分担意識の解消や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた普及啓発が求められています。	① 固定的性別役割分担意識の解消を図るため、男女共同参画の考え方について、県民への普及啓発を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進について、平成26年5月に設立した「いわて女性の活躍促進連携会議」等を通じて、企業や事業主への啓発活動に連携して取り組みます。
② 男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の全審議会における割合が目標に達していないことから、意思決定の場への女性の参画を推進する必要があります。	② 審議会等における男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等を増やすため、委員の改選期には、充て職の見直し及び公募制の導入を検討すること、団体推薦にあたっては、代表に限らない幅広い人選の依頼を行うよう、働きかけていきます。
総 括	
<p>以上のことから、男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画センターにおいて各種研修や講座を実施するとともに、なお一層情報発信に努めていきます。また、男女共同参画サポーター[※]や市町村等と連携して、地域における男女共同参画意識啓発活動や、配偶者からの暴力防止対策に取り組みます。</p> <p>加えて、「いわて女性の活躍促進連携会議」を通じて企業等における男女共同参画推進にも取り組みます。</p>	
反映結果	
<新規事業の創設>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 女性も男性も誰もが活躍できる社会づくりを推進するため、「いわて女性活躍支援事業費（H27 予算13,662千円）」を創設します。 	
<制度・組織体制の見直し>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画の推進のため、平成27年度中に「いわて男女共同参画プラン」の指標を見直すとともに、新しい「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定します。 	

【用語解説】

※ 男女共同参画サポーター

男女共同参画の普及啓発とそれを担う人材育成を目的に県が実施している、男女共同参画サポーター養成講座の修了者。

V 教育・文化

政策項目No.24：家庭・地域との協働による学校経営の推進

課 題	今後の方向
① これまで教育振興運動※ ¹ 推進の母体となってきた実践区の再編が必要となっている地域において、関係機関・団体間の共通理解を図りながら進める必要があります。	① 組織化・ネットワーク化等を図るための研修や情報提供等を継続することを通じ、実践区の円滑な組織再編を支援するとともに、学校と家庭・地域との協働の推進を図ります。
② 県内全ての学校は、「いわての復興教育※ ² 」を学校経営計画に位置付けて取り組んでいます。理念をより一層周知することに加え、各学校の実践を普及する場を増やす必要があります。	② 復興教育推進校の推進体制や実践事例を普及するとともに、教育的価値を総合的に学ぶ副読本の活用促進について、研修会や学校訪問を通して支援します。
③ 震災の教訓を生かし、各学校の実情に応じた防災体制を地域と連携しながら確立し、地域全体の防災意識を高める必要があります。	③ 教育・防災・土木部門が連携しながら、地域連携型の防災教育を推進する体制を整えたところであり、今後、県内で起こりうる様々な自然災害に対応した研修会や関連事業を実施します。
総 括	
以上のことから、家庭・地域との協働による学校経営の推進のため、教育振興運動の推進を図るとともに、復興教育推進校の推進体制及び実践事例の普及や教育的価値を総合的に学ぶ副読本の活用促進、関係部局とともに地域連携型の防災教育を推進する体制整備、様々な自然災害に対応した研修会等を実施します。	
反映結果	
<新規事業の創設>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 25 年度作成の東日本大震災津波記録誌「つなぐ」の英語ダイジェスト版を作成するため、「いわての復興教育推進支援事業費（東日本大震災津波記録誌（英語ダイジェスト版）作成事業）（H27 予算 1,449 千円）」を創設します。 ● 自らの命を守り抜く力と共助の精神を持つ地域防災の担い手を育成するための高校生を対象とした防災教育を実施するため、「防災教育推進事業費（高校生防災スクール事業）（H27 予算 3,573 千円）」を創設します。 	
<その他取組の改善強化等>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「いわての復興教育」を推進するため、各学校の教育活動や副読本の活用方法等を内容とする研修会を開催し、指導者のスキルアップを図ります。また、復興の担い手として即戦力となり得る高校生の人材育成の取組を強化します。 ● 学校・家庭・地域・関係機関が一体となった防災体制を構築するため、関係部局と連携した防災教育研修会を開催します。また、児童生徒の安全を確保する体制を強化するため、学校も県総合防災訓練に参加します。 ● 教育振興運動を推進するため、これまでの50年の運動の成果や課題を検証し、研修会の充実や各市町村担当者との連携促進を一層図りながら、地域の教育課題解決に向けた自主的運動の活性化を図ります。 	

【用語解説】

※1 教育振興運動

岩手において昭和 40 年から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区など計 448 の実践区（平成 26 年度現在）において、子ども、親、学校、地域、行政の 5 者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。

※2 いわての復興教育

東日本大震災津波による被災体験を踏まえ、県内全ての学校がそれぞれの実情に応じて取り組むことができる教育プログラムを作成・普及することにより、子どもたち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての学校が心を一つにして震災を見つめ、岩手の復興・発展を担う「ひとづくり」を進めていくための教育。

政策項目No.25：児童生徒の学力向上

課 題	今後の方向
① 義務教育における学力向上については、県や全国の調査に目標を設定した計画的な取組が課題です。	① 来年度から県や全国の調査を一体的に取り組めるように位置づけを見直したことから、その活用方法や日常の授業との関連について実践事例や資料を示し、引き続き授業改善の支援に努めます。

<p>② 高等学校における学力向上については、基礎学力の着実な定着が課題です。</p>	<p>② 生徒の基礎学力の着実な定着を図るため、高校1年、2年の基礎力確認調査を今後も継続し、調査結果をもとに、学力向上研究協議会を開催するなど授業改善の取組を推進するとともに、観点別評価の確実な実施に向けた取組を更に充実します。</p>
<p>③ キャリア教育の実践については、高等学校のインターンシップ及び中学校の職場体験の実施が課題です。</p>	<p>③ 平成24年度から実績値に変化がないため、実施していない学校へ直接働きかけを行い、キャリア教育の充実に努めます。</p>
<p>総括</p>	
<p>以上のことから、児童生徒の学力向上のため、義務教育においては、学習定着度状況調査の位置づけを見直したところであり、今後も分析や効果的な活用事例を各学校に示すなどにより、また、高等学校においては、基礎力確認調査結果をもとに学力向上研究協議会を開催するなど、各学校における授業改善の取組への支援を継続します。</p>	
<p>反映結果</p>	
<p><新規事業の創設></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 科学の甲子園等への参加者数を増加させ、理数好きの生徒等を拡大するとともに、本県の復興を進める次世代の人材を育成するため、「指導運営費（理数系人材育成事業）（H27 予算 736 千円）」を創設します。 ● 高い課題解決能力やコミュニケーション能力を持ち、将来の本県の発展を支える人材を育成するため、「グローバルいわて推進事業費（希望郷いわてグローバル人材育成事業）（H27 予算 8,574 千円）」を創設します。 	
<p><制度・組織体制の見直し></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 学力・授業力向上に向けた取組を一層推進するため、児童生徒の学力向上に取り組む専担組織を設置します。 	
<p><その他取組の改善強化等></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 各市町村教育委員会及び各学校が学習定着度状況調査を検証の機会としたPDCAサイクルによる学力向上対策に取り組めるようにするため、実施時期、教科を変更するとともに、課題克服のための重点方策や分析結果の効果的な活用事例を提示するなど各学校の支援に一層取り組みます。 ● 国際的に活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、文部科学省から指定された県立高等学校の質の高い教育カリキュラムの開発・実践を支援します。 	

政策項目No.26：豊かな心を育む教育の推進

課 題	今後の方向
<p>① 震災により心にダメージを受けた幼児児童生徒の状況が変化してきていることを踏まえ、心のサポートの体制を充実強化していく必要があります。</p>	<p>① 多様化する支援ニーズに対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するなど、多職種の連携を強化するほか、引き続き関係機関と連携しながら、教育相談体制の充実に取り組みます。</p>
<p>② 中高生の読書活動については、中学校及び高等学校との連携を一層図り、中高生の読書環境の充実を図る必要があります。</p>	<p>② 中学校及び高等学校との連携の下、「いわての中高生のためのおすすめ図書100選」の活用による啓発を一層推進します。 また、中学校及び高等学校の教員を対象とした研修会を新たに開催し、中高生の読書活動の推進に取り組みます。</p>
<p>総括</p>	
<p>以上のことから、豊かな心を育む教育の推進のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充などによる幼児児童生徒に対する心のサポート体制の充実や「いわての中高生のためのおすすめ図書100選」等の活用による中高生の読書活動の充実などに取り組みます。</p>	
<p>反映結果</p>	
<p><新規事業の創設></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● スマートフォンやタブレット端末を利用したインターネット等による問題行動の減少を図るため、「児童生徒健全育成推進費（情報モラル教育推進事業）（H27 予算 1,286 千円）」を創設します。 	

＜既存事業の拡充＞

- 東日本大震災津波の影響を受けた児童生徒の多様な支援ニーズに対応するため、児童生徒及び保護者への専門的な支援体制を充実させる必要があることから、「児童生徒健全育成推進費（スクールソーシャルワーカー配置事業）（H27予算17,264千円）」を拡充します。

＜その他取組の改善強化等＞

- 学校教育との連携により、新たに作成した小学生版「ブックリスト」を活用した子どもの読書活動を推進します。また、中学校、高等学校の図書館担当者等を対象とした研修会を開催し、中高生の読書活動を一層推進します。

政策項目No.27：健やかな体を育む教育の推進

課 題	今後の方向
① スクールバス通学や生活習慣の多様化、被災地における運動活動場所の制限等により、児童生徒の運動時間が減少傾向にあることから、運動時間と機会の拡充を図る取組を実施する必要があります。	① 体力・運動能力調査結果の保護者への配布等により、実態について保護者と共通理解を図るとともに、学校、家庭、地域が連携して、運動時間の少ない児童生徒が1日60分間運動に取り組むことができるように啓発活動に取り組みます。
② 肥満傾向の改善のためには、望ましい食習慣や基本的な生活習慣の確立に取り組む必要があり、学校と家庭・地域の連携が求められています。	② 望ましい食習慣や基本的な生活習慣の確立に向け、各種研修会等を通して、学校と地域・家庭が連携して取り組めるよう支援します。
③ 体力・運動能力調査の結果を活用した取組について、学校間にばらつきがあることから、当該調査結果を活用した効果的な指導について、指導者の能力の向上を図る必要があります。	③ 平成26年度の調査結果を早期に分析・報告し県の状況について周知を図るとともに、指導主事による訪問指導により、実態改善のための具体例を示して指導改善を促進します。
総 括	
以上のことから、健やかな体を育む教育の推進のため、運動に親しむ環境づくりや食習慣等基本的な生活習慣の確立を目指し、学校と家庭・地域の連携や被災地の運動環境の向上に向けて引き続き支援していきます。	
反映結果	
＜新規事業の創設＞	
● 被災によりグラウンドが未整備である県立高田高校の部活動を支援するため、「いわての学び希望基金被災地生徒運動部活動支援事業費（高田高校運動部活動等支援スクールバス運行事業）（H27 予算 15,931千円）」を創設します。	
＜その他取組の改善強化等＞	
● 運動時間の少ない児童生徒が1日60分間運動に取り組むことができるように、学校、家庭、地域が連携した取組が推進されるよう、「希望郷いわて 元気・体力アップ60運動」をキャッチフレーズに、教員の指導力向上、家庭への啓発活動、学校への地域スポーツ指導者活用促進のための情報提供を実施します。	
● 運動環境の向上に向けて、指導主事による訪問指導の対象校の焦点化と定期化により、被災地における学校の支援を強化します。	

政策項目No.28：特別支援教育の充実

課 題	今後の方向
① 幼稚園、小・中学校及び高等学校において、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加に伴い、多様化している教育的ニーズへの対応が必要となっています。	① 各校種の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会や地域での連絡会等を通して、その専門性の向上を図るとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用した連携を一層推進し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の「個別の教育支援計画※」策定と活用を推進します。

② 障がい者の雇用状況は厳しく、特別支援学校高等部卒業生の一般就労の割合は、低い状況となっています。	② 県内各地域において、特別支援学校と企業との連携協議を開催し、特別支援教育への理解を促進するとともに、社会の要請や企業のニーズを把握して、日常の教育活動に生かしていきます。併せて現場実習の受入企業や就職先の新規開拓を一層強化します。
--	---

総括
 以上のことから、特別支援教育の充実のために、特別支援学校による地域内の幼稚園、小・中学校及び高等学校への相談支援並びに研修支援の充実、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の「個別の教育支援計画」の策定等、障がいに対する理解と適切な指導・支援の推進、さらに卒業生の一般就労を支援するための企業との連携強化に取り組みます。

反映結果

<新規事業の創設>

- 障がいのある子どもの自立と社会参加の支援を目的として、特別支援学校においてタブレット端末を活用した実践的・効果的な授業を実施するため、「特別支援学校自立活動充実事業費（H27 予算 2,991 千円）」を創設します。

<その他取組の改善強化等>

- 「いわて特別支援教育推進プラン」に基づき、幼稚園、小・中学校及び高等学校における特別支援教育体制を確立するとともに、県民の特別支援教育に関する理解の促進を図ります。
- 「いわて特別支援学校就労サポーター制度」を活用し、就業体験等の受入支援を行なっている企業を広く周知するとともに、特別支援学校と企業との連携強化、継続的な支援による長期的な見通しをもった進路指導及び雇用の機会の拡大を図ります。
- 特別支援教育の充実を図るため、盛岡となん支援学校の移転整備を始めとする特別支援学校の教室不足の解消等、教育環境の整備を進めます。

【用語解説】

※ 個別の教育支援計画

教育サイドが主体となって作成する「個別の支援計画」。本人・保護者の参画や関係機関との連携により、継続した一貫性のある支援をねらいとして作成するもの。

政策項目No.29：生涯を通じた学びの環境づくり

課 題	今後の方向
① 生涯学習で学んだ知識や技能を個人の学びで完結することなく、地域社会に生かすことが求められています。	① 個人が学んだことを生かすことができる環境づくりや普及奨励に取り組みます。
② 沿岸被災地においては、今後も継続的な施設の復旧及び学びの場の再開支援が求められています。	② 各市町村及び民間団体等と連携を図りながら、社会教育施設の復旧・再開を支援するとともに、学習環境の整備に努めます。

総括
 以上のことから、生涯を通じた学びの環境づくりのため、各市町村及び各関係団体との連携を図り、社会教育事業の充実、地域人材の育成、施設の復旧支援等に取り組みます。

反映結果

<その他取組の改善強化等>

- 生涯学習情報の収集・提供、地域人材の研修機会の充実を図り、生涯を通じた学びの環境づくりに向けた取組を進めます。
- 市町村における復興計画の進捗状況に応じて、地域における社会教育の推進拠点施設の復旧支援に速やかに取り組みます。
- 地域の教育課題解決のための学びの場を拡充し、生涯学習を通じた地域づくり、社会づくりに努めます。

政策項目No.30：高等教育の連携促進と機能の充実

課 題	今後の方向
① 県内の高等教育機関が実施する公開講座等の累計受講者数は、第2期アクションプラン策定時に想定していなかった北里大学の移転などにより、目標値に達していないため、今後は、他の高等教育機関の取組を一層支援していく必要があります。	① 「いわて高等教育コンソーシアム ^{※1} 」が行う公開授業、各高等教育機関が行う地域課題の解決に向けた実践研究としての被災地学修や高校生向けの公開講座などの取組を、講師派遣などにより一層支援し、高等教育機関との連携促進に取り組みます。
② 平成26年県民意識調査によると、大学の地域社会貢献に対するニーズ度は、県北地域及び若年層において高く、県南地域及び高年層においては低い状況にあることから、教育研究の成果がより多くの県民に還元されるよう取り組む必要があります。	② 「(公)岩手県立大学地域政策研究センター」、「いわて未来づくり機構」、「(公財)さんりく基金」などの産学官連携組織と連携し、県全域において地域課題の解決に向けた研究等が一層推進され、その成果についても、県内各地での発表会の開催やホームページへの掲載等を通じて広く発信するよう取り組み、地域還元の促進に努めます。
総 括	
<p>以上のことから、高等教育の連携促進と機能の充実のため、高等教育機関や研究機関、市町村等との連携促進に取り組み、地域課題の解決に向けた教育研究やその成果の普及啓発に向けた取組を一層推進していきます。</p> <p>さらに、岩手の未来を担う人材の育成や若者の地元定着に、今後ますます重要な役割を果たす高等教育機関との新たな連携の在り方について、検討します。</p>	
反映結果	
<p>＜その他取組の改善強化等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」^{※2}等を活用した、高等教育機関における地域を担う人材の育成や地域課題の解決に向けた実践研究等について、県も連携自治体として一層協力していきます。 ● 本県における「地方創生」の推進に大きな役割を果たし、有為な人材の輩出と活力創出に貢献する高等教育機関との新たな連携の在り方について、検討を行っていきます。 	

【用語解説】

※1 いわて高等教育コンソーシアム

国際通用性や教育の質保証など大学を取り巻く状況、低迷する大学進学率や県内就職率等の地域課題に対応するため、岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学が連携を強化し、地域の中核を担う人材育成を目指すために、平成20年度に組織したもの。平成24年度からは、放送大学岩手学習センター及び一関工業高等専門学校が加入。

※2 地（知）の拠点整備事業

文部科学省所管の補助事業で、自治体と連携しながら地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学を支援することにより、地域再生活性化の拠点となる大学を形成しようとするもの。県内では岩手大学の「地域とつくる“いわて協創人材育成+地元定着”プロジェクト」が採択されている。

政策項目No.31：文化芸術の振興

課 題	今後の方向
① 文化芸術コーディネーターの活動件数の増加とともに、コーディネーター間の意見交換の場を設けるなど、相互の運営体制及び資質の向上等を図る取組を進める必要があります。	① 文化芸術コーディネーターの活動件数の増加については、コーディネート業務の周知など認知度向上に向けた取組、また、相互の連絡調整、意見・情報交換の場を設ける取組を行います。
② 被災文化財の復旧について、計画的に修復作業を進めていますが、被災が著しい市町村にあっては、継続して支援する必要があります。また、建造物についても、土地の嵩上げなどの問題により、修復・再建に時間が必要なものがあります。	② 美術工芸品、生物標本などの被災文化財復旧については、国の補助制度を活用した市町村への委託を継続して実施するよう取り組みます。建造物については、土地の嵩上げなどの調整が必要であることから、当該市町村教育委員会等と連携を図りながら取り組みます。
③ 「近代化産業遺産群」は、平成27年の登録に向け必要な準備を進める必要があります。「縄文遺跡群」は、推薦に向けて、価値の内容をより具体的に説明していく必要があります。「平泉」は体系的・継続的な体制を整備し、追加登録のための研究を進める必要があります。	③ 「近代化産業遺産群」、「縄文遺跡群」については、それぞれ関係自治体と連絡調整を図りながら、早期の世界遺産登録に向けて取り組みます。「平泉」については、県と研究者間の連携を深め、学際的な調査・研究を実施し、追加登録を目指します。

<p>被災地においては、土地の嵩上げや利用調整等に時間を要しており、被災した郷土芸能団体の練習場所等の設置場所が決定できないこと等により、被災した郷土芸能団体の活動再開に支障が生じているケースがあります。</p>	<p>練習場所等については、被災地における土地利用調整等には時間を要することから、県と市町村が連携して実施している郷土芸能団体の活動再開を支援する事業について、継続的に実施できるように取り組みます。</p>
<p>総括</p>	
<p>以上のことから、文化芸術の振興のため、文化芸術コーディネーターの活動促進や世界遺産登録の推進、伝統芸能の伝承、被災した郷土芸能団体の再開支援などに取り組む必要があり、文化芸術コーディネーター業務の周知や世界遺産登録に係る関係団体との連絡調整や調査研究等の推進、伝統芸能等の伝承に係る学校教育との連携促進、被災郷土芸能団体に対する継続的支援に取り組みます。</p>	
<p>反映結果</p>	
<p><新規事業の創設></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 国内の最新の発掘調査に加え、本県における復興事業での調査成果と調査に従事した全国からの派遣職員の活躍等を紹介する巡回展を、国及び全国4か所の開催地と連携して開催するため、「文化財保護推進費（発掘された日本列島展 2015 開催事業）（H27 予算 4,300 千円）」を創設します。 	
<p><その他取組の改善強化等></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 文化芸術活動や鑑賞等を地域全体で支援、活性化するため、コーディネーターを運営の中心とした文化芸術分野での活動者や地域の多様な団体等を構成員とする文化芸術活動支援ネットワークを各広域振興圏に形成するとともに、アートマネジメント研修を開催します。 ● 被災した郷土芸能団体の活動再開への支援について、継続して取り組むとともに、ニーズがある市町村へ手続・申請事務等の助言を行い、被災団体の再開支援を推進します。 ● 「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」（釜石市橋野鉄鉱山）の世界遺産登録に向け、イコモス勧告等に対応します。 ● 「平泉の文化遺産」の追加登録に向け、柳之御所遺跡の調査・研究を進めるとともに、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の早期推薦に向け、関係自治体との連携を深めます。 	

政策項目No.32：多様な文化の理解と交流

課題	今後の方向
<p>① 多文化共生の取組は順調に進捗しているものの、進展するグローバル化への対応やILCの実現に向けて、多文化共生の推進を加速させる必要があります。</p>	<p>① (公財)岩手県国際交流協会を中核として市町村国際交流団体や関係機関と連携し、各地域の実情を踏まえながら、全県的な多文化共生の推進を進めます。</p>
<p>② 帰国する留学生等を「いわて親善大使」に委嘱し本県とのつながりを維持するほか、県事業における海外県人会の活用に取り組んでいますが、今後更に人的ネットワークを活用していく必要があります。</p>	<p>② 「いわて親善大使」への本県情報の提供や親善大使レポート執筆依頼等に引き続き積極的に取り組むほか、海外県人会との連携を更に強化するなどの取組を通じ、人的ネットワークの活用を図ります。</p>
<p>③ 国際交流センターにおける情報提供は着実に実施されていますが、国際交流等の拠点として、更なる機能充実に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>③ ILCに関する展示など時宜に応じた企画展示の実施による、付加価値の高い情報の発信等に努め、国際交流等の拠点としての機能を充実します。</p>
<p>総括</p>	
<p>以上のことから、多様な文化の理解と交流のため、全県的な多文化共生の推進を加速するとともに、海外との人的ネットワークの積極的な活用に取り組むほか、今後とも国際交流センターの機能充実に図ります。</p>	
<p>反映結果</p>	
<p><新規事業の創設></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 多文化共生の更なる推進及び国際交流人口の拡大を目的として、「グローバルいわて推進事業（H27 予算 18,501 千円）」を創設します。 ● 海外との人的ネットワークの更なる活用のため、「東アジア留学生等人材ネットワーク形成事業」及び「移住地域とのかけはし推進事業」を統合し、「留学生等人材ネットワーク形成事業（H27 予算 11,057 千円）」を創設します。 	

＜制度・組織体制の見直し＞

- 多文化共生社会の実現のため、平成22年2月に策定した「岩手県多文化共生推進プラン」を改訂し、引き続き取組を進めていきます。

政策項目No.33：豊かなスポーツライフの振興

課 題	今後の方向
① 地域に根ざしたスポーツ振興を推進するため、今後も既存の総合型クラブの育成を充実させながら、クラブが抱える課題を把握し、個別的な支援を続ける必要があります。	① 県体育協会、国立大学法人等関係機関と一層連携を密にすることで役割を分担し、訪問指導等の充実を図ることにより、各クラブの実情に応じた支援体制を強化していきます。
② 第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上のため、効果的な選手強化が求められているとともに継続的なスポーツ医・科学サポートも求められています。	② 第71回国民体育大会に向けて、県体育協会や各競技団体との連携・協力のもと、組織の拡充・強化、指導体制の確立、選手の育成・強化、サポート体制の拡充を柱に各種強化事業を加速させるとともに、強化選手に対するトレーニング講習会や指導者講習会を開催します。
③ 被災地域の児童生徒の体力低下への対策や住民の健康づくりに対して、アスレティックトレーナー*による継続的な指導が求められています。	③ 被災地の学校を対象にアスレティックトレーナーを授業や部活動に派遣して、効果的なトレーニングを指導することにより、体力向上を目的としたサポートを進めます。 また、被災地域住民を中心に、広く県民に対しても計画的かつ継続的に健康指導を進めます。 さらに、スポーツ医・科学サポート体制を充実させるため、スポーツ医・科学センター設置に向けての将来的な構想について検討します。
④ 第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会の開催に多額の財政負担や多くの人員を要することから、「県民」、「企業」、「団体」等との協働を基本とした、「県民総参加」による開催準備・運営に取り組んでいく必要があります。	④ 「県民総参加」による開催準備・運営に向け、広報・PR活動を積極的に行うとともに、ボランティアの募集を開始するなど「県民運動」の取組を本格展開し、県民の参加を促進します。 また、募金や企業協賛制度の協力要請に引き続き取り組みます。

総 括

以上のことから、豊かなスポーツライフの振興のため、生涯スポーツの推進と、第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会に向けた効果的な競技力向上に取り組むとともに、民間との協働等による国体等の準備業務の推進を図ります。

反映結果

＜既存事業の拡充＞

- 平成28年に開催される「希望郷いわて国体」における天皇杯順位8位以内の入賞を目指し、本県選手の計画的な育成・強化を図るとともに、競技スポーツの普及・振興を推進するため、「第71回国民体育大会選手強化事業費（第71回国民体育大会選手強化事業）（H27予算377,782千円）」を拡充します。

＜制度・組織体制の見直し＞

- 平成28年1月・2月の第71回国民体育大会（冬季大会）及び平成28年10月の第71回国民体育大会（本大会）・第16回全国障害者スポーツ大会の開催に向け、国体・障がい者スポーツ大会局の組織体制を拡充します。

＜その他取組の改善強化等＞

- 住民が主体的に参画するスポーツ環境の整備を目指し、核となる総合型クラブの育成、自立に向けたフォローアップ体制の充実を図ります。
- 自転車競技・女子種別、レスリング競技・女子種別など、第71回国民体育大会から新たに導入される6競技7種別について、同国体時の入賞を目指し、各種強化事業を進めます。
- アスレティックトレーナー*の一層のスキルアップを図るほか、強化合宿、東北総体、国体における競技団体への派遣数を増やし、サポート体制の強化を図ります。

- 第71回国民体育大会（冬季大会・本大会）及び第16回全国障害者スポーツ大会の開催に向け、準備を着実に進めます。

補 足

- 沿岸被災地の学校を対象として部活動等にアスレティックトレーナーを派遣し、効果的に体力向上を図ります。また市町村体育協会や学校との連携を図り、沿岸被災地を中心とした県内各地でスポーツ医・科学講習会や健康づくり指導を行うなど、スポーツ選手の競技力向上と県民の健康増進のための環境づくりを行います。

【用語解説】

- ※ アスレティックトレーナー
スポーツ現場における選手に対するサポートスタッフ（傷害予防、コンディショニング等）。

VI 環境

政策項目No.34：地球温暖化対策の推進

課 題	今後の方向
<p>① 県民運動の推進については、特に基準年（1990年）に比較して二酸化炭素排出量が増加している家庭部門等を対象とした活動が必要となることから、温暖化防止いわて県民会議を中心とした取組や岩手県地球温暖化防止活動推進センターを拠点とした普及啓発等について、より一層展開し、県民への浸透を図っていく必要があります。</p> <p>また、震災の影響により、沿岸部を中心に取組が遅れている事業については、復興再建の進捗に配慮しながら、働きかけを行っていく必要があります。</p>	<p>① 全県的な54団体・機関で構成する温暖化防止いわて県民会議の構成団体との連携をより強化し、効果的に事業を推進できる体制を模索するとともに、温暖化に関する総合的な情報発信を行うフェアや、県民参加型キャンペーンの継続実施など、県民を対象とした普及啓発活動を、岩手県地球温暖化防止活動推進センターをはじめとした関係機関等と連携しながら進めていきます。</p> <p>震災の影響により進捗が遅れていた事業については、事務手続き等の見直しを図りながら、より効果的な働きかけを検討して行きます。</p>
<p>② 再生可能エネルギーの導入促進については、賦存量が全国的にも上位にある風力発電や地熱発電の立地を促進するとともに、市町村や県内事業者などによる地域に根ざした取組を展開していく必要があります。</p> <p>また、災害にも強い自立・分散型エネルギー供給体制の構築に向けて、防災拠点や被災住宅等の個別施設への導入を着実に進めていく必要があります。</p>	<p>② 事業者との意見交換等を通じて県内の導入有望地域を把握し、風力等の発電施設立地につなげていくとともに、県内の事業者や市民団体等による地域に根ざした再生可能エネルギー導入の取組が増加していくよう、「いわて再生可能エネルギーポータルサイト」を活用した情報発信や、セミナー等の開催による普及啓発、機運醸成に取り組めます。</p> <p>また、防災拠点となる施設等への再生可能エネルギー設備の整備を進めるほか、引き続き広報等による周知を図り被災住宅等への再生可能エネルギー導入を促進していきます。</p>
<p>③ 農業水利施設への小水力発電施設の導入事例が少なく、土地改良区等の施設管理者が導入をためらう例が見受けられることから、事例に基づく詳細な情報提供を行う必要があります。</p>	<p>③ 導入可能性調査の結果を踏まえ、モデル的な設備の設置を推進するとともに、設置・運用事例の情報提供に取り組めます。</p>
<p>④ 産業分野での木質バイオマスエネルギーの導入促進や未利用間伐材の活用促進等による燃料安定供給体制の構築が求められています。</p>	<p>④ 産業分野での木質バイオマス利用の拡大を図るため、木質バイオマスコーディネーターによる指導・助言や国の補助事業を活用した施設整備などに取り組めます。また、未利用木質資源の利用向上に向け、林業関係団体と連携して、燃料の安定供給体制の整備に取り組めます。</p>
<p>総 括</p>	
<p>以上のことから、地球温暖化対策の推進のため、県民や事業者が参画する省エネ・節電の取組を一層推進するとともに、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進に向け、情報発信や機運醸成などに取り組めます。</p>	
<p>反映結果</p>	
<p><新規事業の創設></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 里山林の整備で生じる間伐材等を木材燃料として有効に活用するため、木質燃料の低コスト生産・供給の仕組みづくりを支援する「里山再生エネルギー活用調査・普及事業費【再掲】(H27 予算 532 千円)」を創設します。 	
<p><制度・組織体制の見直し></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策に係る県民運動を推進するため、「温暖化防止いわて県民会議」の構成団体間の連携を一層促進するとともに、より効果的な活動が実践できるよう活動方針等の検証を行います。 ● 多様な再生可能エネルギーの導入促進を図るため、地熱利用発電やバイオマス利用発電、チップボイラー等の熱利用も対象とするよう、県単制度融資を拡充します。 	
<p><その他取組の改善強化等></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 小学生を対象とした「地球温暖化を防ごう隊」の参加校を増やしていくため、周知方法の改善を図ります。 ● 風力発電の導入促進のため、事業者・市町村等からなる推進体制の整備を行います。また、地熱エネルギーの活用促進のため、温泉発電・熱利用の普及啓発を行います。 	

また、復興まちづくりに係る面的整備と調整を図りながら防災拠点となる公共施設への再生可能エネルギー設備導入を進める市町村の取組を支援できるよう、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金の事業期間の延長について、引き続き国に対し要望を継続していきます。

- 小水力発電設備の導入を推進するため、「小水力等再生可能エネルギー導入推進事業費【再掲】（H27予算196,500千円）」により、県有ダム等にモデル的な発電設備を設置するほか、土地改良区が行う発電設備設置を支援します。
- 木質バイオマス利用を促進するため、「木質バイオマス熱電利用促進事業費【再掲】（H27予算752千円）」により、発電事業者と素材生産団体との燃料需給調整を支援するほか、木質燃料ボイラーに関心を持つ民間企業等へ有識者を派遣し導入を支援します。

補 足

- 再生可能エネルギーの急速な導入拡大を受けて、系統接続に係る課題が浮き彫りとなったところですが、県としては、地球温暖化防止や防災まちづくり、地域振興など多面的な効果がある再生可能エネルギーについて、引き続き、本県のポテンシャルを最大限活用し、導入を促進していきます。なお、国においても、再生可能エネルギーの最大限導入に向けて、固定価格買取制度の見直し等を進めています。

政策項目No.35：循環型地域社会の形成

課 題	今後の方向
① 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R*を推進していくためには、県民、事業者、行政等の各主体による継続した取組が必要となります。	① 県民、事業者、行政等の各主体による3Rの取組を促進するため、3R推進キャラクターを活用した効果的な啓発活動の実施、廃棄物排出抑制やリサイクル等の取組を行う場合の事業者への補助、県及び市町村によるごみ減量化に関する研究会の実施などに取り組みます。
② 県内における産業廃棄物処理体制の充実や適正処理推進のため、公共関与の廃棄物処理施設への支援を継続する必要があります。	② 産業廃棄物の適正処理及び自県（圏）内処理を推進するため、引き続き、公共関与の廃棄物処理施設であるいわてクリーンセンター及びいわて第2クリーンセンターの円滑な運営に取り組みます。併せて、次期最終処分場の整備に向けての取組も進めていきます。
③ 産業廃棄物の適正処理推進のため、産廃Gメンなどによる監視・指導の強化を図る必要があります。	③ 産業廃棄物の適正処理推進のため、監視・指導を強化し、不適正処理の早期発見・早期対応を図るとともに、産業廃棄物処理業者の格付け・保証金制度を通じて、引き続き、優良事業者の育成と排出事業者の理解促進に取り組みます。
④ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の期限である平成34年度までに原状回復を完了する必要があります。	④ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復については、汚染土壌の浄化により、引き続き原状回復を進めていきます。

総 括

以上のことから、循環型地域社会の形成に向け、3R推進キャラクターを活用した効果的な啓発活動の実施、事業者等の3Rの取組への支援、公共関与による廃棄物処理施設の円滑な運営、産業廃棄物の適正処理のための監視、指導の強化等の施策に取り組みます。

反映結果

<制度・組織体制の見直し>

- 次期岩手県循環型社会形成推進計画（岩手県廃棄物処理計画）の検討を行うため、学識経験者や関係団体などにより構成される岩手県環境審議会の特別部会を設置します。

<その他取組の改善強化等>

- 平成27年度においても、3R推進キャラクターを活用した普及啓発の実施、事業者等への取組支援、公共関与による廃棄物処理施設の円滑な運営、産業廃棄物の適正処理のための監視・指導の強化、青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復等について、より一層取り組んでいきます。
- 未来まで持続可能な「循環型社会いわて」の形成を推進するため、次期岩手県循環型社会形成推進計画（岩手県廃棄物処理計画）を策定します。

補 足

- 県内の産業廃棄物管理型最終処分場である「いわてクリーンセンター」の埋立終了時期が東日本大震災津波による災害廃棄物の受入れなどにより、震災前の計画より早まる見込みであることから、次期処分場の整備に向けた取組を進めていきます。

【用語解説】

※ 3R

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくらうとするもの。

政策項目No.36：多様で豊かな環境の保全

課 題	今後の方向
<p>① 野生生物による人身被害、農業被害が依然として発生しており、人と野生生物との共生を進めるため、引き続き特定鳥獣保護管理計画に基づく科学的かつ計画的な管理を図る必要があります。 また、イヌワシの繁殖率が低下していることから、イヌワシの繁殖率向上に向けた研究に取り組む必要があります。</p>	<p>① 野生生物による人身被害、農業被害の軽減を図るため、狩猟者の減少など野生生物を取り巻く環境が変化していることを踏まえながら、引き続き地域個体群の適切な管理や被害防止対策などに取り組みます。 また、モニタリング調査によりイヌワシの繁殖率低下の原因を体系的に整理し、繁殖率向上に向けた研究に着手します。</p>
<p>② 東日本大震災津波によって、本県沿岸部の広範囲に渡って、自然公園施設が全半壊や流失等の被害を受けていることから、本県の重要な地域資源である公園施設の復旧への取組を継続していく必要があります。 また、震災後、登録者数が伸び悩んでいるグリーンボランティアについて、登録の働きかけを行っていく必要があります。</p>	<p>② 東日本大震災津波で被災した主要な自然公園施設については、市町村及び国と協議を重ね、国直轄で復旧されるよう調整を図っていきます。 また、グリーンボランティア登録への働きかけとして、外来生物駆除等の活動を通じ、活動の場を提供するとともに、制度の周知を実施していきます。</p>
<p>③ 本県の良好な環境を保全するため、大気や水質の汚染状況を監視するとともに、工場・事業場などの発生源対策を継続していく必要があります。</p>	<p>③ 大気・河川・海域・地下水等を定期的に調査するとともに、ばい煙や排水を排出する工場・事業場等の監視、指導を引き続き実施していきます。</p>
<p>④ 環境に配慮した事業活動を促進するため、事業者と住民が協働して取り組む「環境コミュニケーション」の普及を支援する必要があります。</p>	<p>④ 環境に配慮した取組を紹介する事業者の「環境報告書」をインターネットで一括公開する「いわて環境報告書バンク」の周知を図るとともに、住民との意見交換会の開催など事業者の自主的な取組を引き続き支援していきます。</p>
<p>⑤ 県民一人ひとりが具体的な環境保全活動を実践できるよう、継続して環境学習に取り組んでいく必要があります。 また、震災の影響により、沿岸部を中心に一時減少した地球温暖化を防ごう隊については、復興の進捗状況に配慮しながら、実施への働きかけを行っていく必要があります。</p>	<p>⑤ 環境学習交流センターを拠点として、NPO等と連携しながら、引き続き環境学習等を推進していきます。 また、地球温暖化を防ごう隊の実施に当たっては、沿岸部の状況に気を配りつつ、教育機関や市町村、関係部局等と連携を図りながら、よりきめ細やかな働きかけや周知活動を行っていきます。</p>
<p>⑥ 放射線に対する県民の不安を軽減し、住民合意を得ながら放射線影響対策を進めていくため、環境放射性物質濃度のモニタリング、市町村の除染等への支援及び放射線に対する正しい知識の普及啓発を継続する必要があります。</p>	<p>⑥ モニタリングポストによる常時監視や河川等の放射性物質濃度測定を継続し、速やかに公表します。また、県独自の補助制度などにより、除染等を行う市町村の取組を支援するほか、放射線に対する理解を深めるセミナー等の開催についても引き続き取り組みます。</p>
<p>総 括</p>	
<p>以上のことから、本県の多様で豊かな環境の保全のため、野生動物を取り巻く環境の変化等を踏まえた個体群管理・被害防止対策などによる保護管理対策に取り組むとともに、大気や水環境の監視、環境放射性物質のモニタリングなどの環境保全対策及び環境学習の取組等を推進します。</p>	

反映結果

<既存事業の拡充>

- シカの生息域の拡大を抑制し農業被害を低減するため、「シカ特別対策費（放射能対策）」を「指定管理鳥獣捕獲等地域戦略事業費（シカ捕獲対策）（H27予算85,056千円）」として拡充し、生息状況調査や希少高山植物の食害が懸念される早池峰山周辺地域のシカの生息動向の監視を強化するとともに、捕獲圧を高め個体数管理を適切に行うための捕獲事業を実施します。

<制度・組織体制の見直し>

- 「新岩手県環境学習推進基本方針」を定めて環境学習等を推進しているところですが、内容の見直しを行うとともに、岩手県環境基本計画に統合し、より一層の推進を図ります。
- 早池峰山周辺地域におけるシカの生息動向を把握し、効果的な捕獲につなげるため、「早池峰山周辺地域シカ監視員」を設置します。

<その他取組の改善強化等>

- 野生鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者が高齢化等により減少している現状を踏まえ、「野生鳥獣捕獲促進等業務対応事業費（新規狩猟者の確保・定着促進事業費）」を「指定管理鳥獣捕獲等地域戦略事業費（新規狩猟者の確保・定着促進事業費）（H27予算1,777千円）」として拡充し、新たに狩猟免許ガイドブックを作成するとともに、若年層を中心とした新規狩猟者の確保・定着を図るための研修会を実施します。
- 農業被害が顕在化し始めているイノシシなど、侵入初期段階からの地域ぐるみによる対策が必要な野生鳥獣について、生息状況調査や地域ぐるみの捕獲体制整備等を行う「指定管理鳥獣捕獲等地域戦略事業費（鳥獣被害防止緊急対策）（H27予算4,172千円）」を創設します。
- イヌワシの繁殖率向上に向けて、これまで岩手県環境保健研究センターにおいて実施した調査結果及び繁殖支援事例を体系的に取りまとめるとともに、気象等の環境情報も取り入れながら知見の集積に取り組めます。
- 船越園地（山田町）、東北太平洋自然歩道（愛称：みちのく潮風トレイル）などについて、環境省直轄による復旧・再整備工事が進められており、県においても一部事業について環境省から施行委任を受けて工事を行うこととしています。
- グリーンボランティアの登録促進に向けて、外来生物駆除等の活動の場を提供するとともに、大学の山岳サークル等自然保護に関するボランティア活動に関心が高い若年層に焦点を絞った勧誘を継続して実施します。
- 小学生を対象とした「地球温暖化を防ごう隊」の参加校を増やしていくため、周知方法の改善を図ります。
- 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、「鳥獣被害防止総合対策事業費【再掲】（H27予算141,723千円）」により、防護柵の設置等を支援するとともに、被害防止対策の担い手の育成・確保に向けた取組を実施します。

Ⅶ 社会資本・公共交通・情報基盤

政策項目No.37：産業を支える社会資本の整備

課 題	今後の方向
<p>① 復興道路*等が円滑に整備されるよう、引き続き関係機関との各種調整・協議、施工確保に向けた工事間の土量調整等を進める必要があります。また、事業用地の着実な取得に向けて、国や市町村と連携し取り組む必要があります。</p>	<p>① 国や公益事業者を含む関係機関で構成する「復興道路整備促進連絡調整会議」を引き続き活用し、円滑な施工確保に向けた工事間の土量調整や各種協議・調整を行います。 宮古盛岡横断道路等の用地未取得区間の用地取得事務を引き続き国から受託し、関係市町村と連携しながら用地の着実な取得を支援します。</p>
<p>② 物流の効率化や広域的な観光への支援に向け、地域間の交流・連携を支える道路整備を着実に推進していく必要があります。</p>	<p>② 工業製品や農林水産物の生産拠点から、高速道路や港湾へのアクセス道路の整備を進めるとともに、平泉の文化遺産をはじめとする県内各地の観光地を結ぶ道路や希望郷いわて国体の競技会場へのアクセス道路の整備を推進します。</p>
<p>③ 港湾施設の復旧は、平成26年度までに概ね完成する見込みですが、海岸施設やまちづくりとの調整を図る必要がある一部港湾施設の完成時期が延びる見込みです。 また、港湾取扱貨物量は震災前の状況まで回復しつつありますが、コンテナ定期航路におけるコンテナ貨物の取扱量増加など、沿岸地域の復興を牽引する港湾利用の拡大に取り組む必要があります。</p>	<p>③ 海岸施設の復旧やまちづくりとの調整を図る必要がある港湾施設についても、関係機関と連携し早期復旧に取り組みます。 また、港湾の利用拡大に向けて、引き続き物流効率化の基盤となる港湾施設や道路ネットワークなどの整備を進めるとともに、集荷体制の強化や港湾所在市と連携したポートセールスに積極的に取り組めます。</p>
<p>④ いわて花巻空港の利用促進については、現在の路線や便数の維持・拡充や、ダイヤ改善、二次交通アクセス改善に向けた取組などを進め、空港利用者の利便性向上を進める必要があります。 また、本県の国際交流人口を拡大するため、国際チャーター便や台湾との国際定期便の誘致に向けアウトバウンド需要拡大の取組等を進めていく必要があります。</p>	<p>④ 空港利用者のニーズを踏まえ、引き続き航空会社へのエアポートセールスを展開し、路線、便数の維持・拡充や二次交通アクセス改善等、空港利用者の利便性向上に取り組めます。 また、台湾との国際定期便の誘致に向け、官民連携した交流促進の取組や国際線の受入態勢強化のためターミナルビルの改修を進めます。</p>
<p>総 括</p>	
<p>以上のことから、被災地の復興を支援するため、復興道路等の円滑な整備や港湾施設の早期復旧に取り組むほか、港湾の利用拡大に向けて、関係市と連携したポートセールスに積極的に取り組めます。また、台湾との国際定期便誘致に向けて、官民連携した交流促進に取り組めます。</p>	
<p>反映結果</p>	
<p><その他取組の改善強化等></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 復興道路等の円滑な整備に向け、「復興道路整備促進連絡調整会議」を活用した協議・調整などの取組を引き続き推進します。また、用地難航箇所の早期解決を図るため、用地取得特例制度を積極的に活用し、円滑な事業の進捗に努めます。 ● 物流の効率化による産業振興を支援するため、東北横断自動車道釜石秋田線などの高速道路ネットワークの整備を支援するとともにアクセス道路の整備を進めます。また、高速道路利用者の利便性向上や地域経済の活性化を図るため、スマートインターチェンジの整備を進めます。 ● 港湾の利活用の促進や沿岸地域の振興に向けて港湾所在市町と連携したポートセールスに積極的に取り組めます。復興道路等の整備を見据えた工業用地への企業誘致にも取り組めます。 ● 空港利用者のニーズを踏まえ、国内線の路線、便数の維持・拡充や二次交通アクセス改善等に努めます。また、台湾との国際定期便の誘致に向け、引き続きアウトバウンド需要の拡大に向けた官民連携した交流促進の取組を進めます。 	
<p>補 足</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 宮古盛岡横断道路等の用地取得事務受託については、用地取得に一定の進捗が図られたことから、平成27年度は実施しない予定です。 	

【用語解説】

※ 復興道路

三陸沿岸地域の復興のために必要な災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク（縦貫軸：三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道、横断軸：東北横断自動車道（釜石秋田線）、宮古盛岡横断道路）。

政策項目No.38：安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備

課 題	今後の方向
<p>① 防潮堤等の津波防災施設整備については、早期整備に向け、多数相続・所有者不明土地等への対応が必要であるほか、工事期間の短縮に向けた取組を進める必要があります。</p>	<p>① 事業用地が円滑に確保できるよう、国で策定した「用地取得加速化プログラム」や復興特区法の一部改正による用地取得特例制度の積極的な活用を進めます。 また、工事が円滑に進むよう、引き続き関係機関との調整を進めるほか、施工業者からの技術提案の採用等による工期短縮に取り組みます。</p>
<p>② 近年、局地的集中豪雨や台風等による豪雨被害などが頻発しており、県民の生命・財産を守るため、治水施設や砂防施設等のハード対策と合わせ、河川情報や土砂災害警戒情報の周知体制の充実等のソフト対策を進めていく必要があります。 また、市町村の復興まちづくり計画に基づく住宅移転地等における土砂災害への対応を進めていく必要があります。</p>	<p>② 洪水・土砂災害対策として、治水施設や砂防施設のハード対策を引き続き進めるとともに、水位周知河川等の指定やハザードマップの策定支援など、河川情報や土砂災害警戒情報の周知体制構築の充実に向けたソフト対策に取り組みます。 また、市町村の復興まちづくり計画に基づく住宅移転を円滑に進めるため、土砂災害の危険性の高い地域に関して調査を進め、必要となる土砂災害対策に取り組みます。</p>
<p>③ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、大規模建築物の耐震診断が義務化されたことから、対象建築物のうち、耐震診断がまだ実施されていない建築物の耐震診断を促進する必要があります。 また、防災拠点・避難路沿道建築物の対象建築物の調査・選定を進める必要があります。</p>	<p>③ 対象建築物所有者への耐震化の指導及び補助制度の周知等を行い、まだ耐震診断を実施していない大規模建築物の耐震診断の促進を図ります。 また、防災拠点・避難路沿道建築物については、「岩手県耐震改修促進計画」において対象建築物を定める必要があることから、市町村等と連携し、改訂に向けた調査・選定等を進めます。</p>
<p>④ 救急搬送ルートにおける道路整備や、近年全国各地で豪雪被害が相次いでいることから、冬期間の安全で円滑な道路通行を確保するため、道路除雪に必要な堆雪幅を確保した道路整備を着実に推進していく必要があります。 また、近年全国で登下校中の児童の事故の発生が相次いでいることから、通学路の安全確保を進めていく必要があります。</p>	<p>④ 円滑な救急搬送を支える道路ネットワークや、冬期間の安全で円滑な通行を確保する道路整備を計画的に進めます。 また、安全な通学路の確保のため、歩道や交通安全施設の整備を進めます。</p>
<p>⑤ 近年発生した災害を受けて、災害時において避難・救援活動等のための緊急輸送道路の確実な通行確保や、災害時における道の駅活用に向けた機能強化を進めていく必要があります。</p>	<p>⑤ 緊急輸送路における道路の防災対策や橋梁の耐震化を引き続き進めるとともに、休憩スペースや発電設備の整備など、災害時における道の駅の機能強化に取り組みます。</p>

総 括

以上のことから、安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備のため、関係機関と連携を図りながら津波防災施設の早期復旧・整備を進めます。また、近年頻発する局地的集中豪雨等による災害から県民の生命・財産を守るため、治水・砂防施設等のハード対策と合わせ、水位周知河川や土砂災害警戒区域等の指定等のソフト対策を進めます。さらに円滑な救急搬送を支えるため、引き続き災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの確保に努めるとともに、通学路における歩道整備や交通安全施設の整備のほか、住宅や学校施設、医療機関の耐震化を進め、日常生活における安全・安心の確保に取り組みます。

反映結果

<既存事業の拡充>

- 民間所有の大規模建築物の耐震化を促進するため、施設所有者が行う耐震対策に要する経費に対し、市町村が補助する場合に、当該経費の一部を補助するなど「建築物耐震対策促進事業費（H27予算160,120千円）」を拡充します。

<その他取組の改善強化等>

- 防潮堤等の津波防災施設の早期整備に向け、事業用地が円滑に確保できるよう、国で策定した「用地取得加速化プログラム」や復興特区法の一部改正による用地取得特例制度の積極的な活用を進めます。
- 治水施設や砂防施設の整備を引き続き進めます。併せて、水位周知河川等の指定や土砂災害防止法の改正を踏まえ、基礎調査の早期実施及び速やかな結果の公表に取り組みます。また、土砂災害警戒区域等の早期指定を推進します。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴う避難路沿道建築物の指定について、市町村等と連携し、指定に向けた調査等を進めます。

- 冬期間の安全で円滑な通行を確保する道路整備を進めます。また、安全な通学路を確保するための歩道や交通安全施設の整備を推進します。

政策項目No.39：豊かで快適な環境を創造する基盤づくり

課 題	今後の方向
① 人口減少や少子高齢化の進行によって都市の活力が失われ、市街地の空洞化が進むなど、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が難しくなっています。	① 市街地の魅力を高めるため、都市機能の集約化を図るとともに、歩いて暮らせるまちづくりや公共交通の利便性向上を図り、環境にも配慮したコンパクトな都市形成を推進します。
② 東日本大震災津波により一部損なわれた景観の修復と創造に向けた取組を推進するとともに、復興を支える県内観光地の魅力向上を図るため、地域らしさを考えた景観づくりを着実に進める必要があります。	② 沿岸地域において、景観と調和が図られた復興まちづくりとなるよう「ふるさと景観再生の手引き」と合わせ、「景観と暮らしのデザインガイド」等により取組の方向性を示しながら、地域の環境保全と創造を推進します。
③ 公共的施設を新築等する際の事前協議制度を通じてバリアフリー化の促進に取り組んでいますが、目標値に対して伸び悩んでいるため、制度への理解を十分に得るための取組を進める必要があります。	③ 施設整備主のさらなる理解を得るために、ホームページや窓口などで公共的施設を新築等する際の事前協議制度の周知を図ります。
④ 環境に配慮し快適な居住環境づくりを推進するために、認定長期優良住宅 ^{※1} の周知普及を行っていますが、目標値に対して伸び悩んでいるため、制度への理解を深めてもらうための、更なる周知活動を進める必要があります。	④ 建築確認窓口やホームページのほか、被災者向けの住宅相談会等を活用し、長期優良住宅建設への補助制度である「地域型住宅ブランド化事業」などの周知に取り組みます。
⑤ 東日本大震災津波による被災地域における、復興まちづくりと合わせた「多自然川づくり」による良好な水辺空間の保全と整備を進めるために、引き続き市町村との連携を進めます。	⑤ 関係市町村の復興まちづくり計画と調整を図りながら、連携して「多自然川づくり」による良好な水辺空間の保全と整備を推進します。
⑥ 持続可能な汚水処理経営を図るため、市町村の支援を進めてきましたが、更に水洗化人口割合を向上させる取組を進める必要があります。	⑥ 「岩手県汚水処理実施計画」に基づく経営改善や効率的な汚水処理施設の整備等に係る市町村の対策を引き続き支援するとともに、持続可能で健全な汚水処理経営の推進に向けた取組を更に進めます。
⑦ 復興まちづくりにおける賑わいや、持続したコミュニティ形成を図るためには、住民が主体となったまちづくりを進める必要がありますが、住民主体の協議会等の設立が進まない状況であるなど、引き続き住民主体のまちづくり活動の活性化が図られるよう市町村と連携した取組を進める必要があります。	⑦ まちづくり協議会等の申し出や市町村の要請に応じて速やかにまちづくりに関する専門家を派遣できるよう、引き続き必要な支援策を講じるとともに、先行地区の事例も紹介しながら地域住民が主体となったまちづくりを支援していきます。
⑧ 応急仮設住宅等で生活する多くの被災者の早期住宅確保のため、引き続き、災害公営住宅の早期整備と円滑な入居を促進する必要があります。また、持ち家による再建への支援を進める必要があります。	⑧ 災害公営住宅の整備を進めるため、設計施工一括選定方式などの取組を継続実施するとともに、市町村と連携した効果的な入居募集を実施し円滑な入居を促進します。 また、被災者の持ち家再建に向けて、沿岸市町村において住宅再建相談会を継続開催するなど、住宅再建支援制度の更なる周知を図るとともに、岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度 ^{※2} により被災者の円滑な工務店の確保や、工務店の円滑な人材・資材確保を支援します。
総 括	
<p>以上のことから、豊かで快適な環境を創造する基盤づくりのため、岩手県景観計画に沿った取組を進めるほか、岩手県汚水処理実施計画達成に向けた市町村支援に引き続き取り組みます。</p> <p>また、被災した方々の住宅再建に向け、引き続き、市町村の復興まちづくりに対する技術的支援に取り組むほか、災害公営住宅の早期整備に向けた様々な取組や市町村と連携した円滑な入居に向けた取組を着実に進めます。</p>	

反映結果

<既存事業の拡充>

- 被災者の持ち家再建を円滑に進めるため、岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度に全国の事業者が参加できるよう運用を拡大し、被災者の円滑な工務店の確保や工務店の円滑な人材・資材確保を支援する必要があることから、「生活再建住宅支援事業費（H27予算2,415,669千円）」を拡充します。
- 活用されていない既存建築物（いわゆる「空き家」）から、魅力的な優良建築ストックを発掘、流通させ、快適な居住環境の整備を進めるためには、流通事業者の育成・支援を行う必要があることから、「いわての住文化継承事業費（H27予算24,198千円）」を拡充します。

<その他取組の改善強化等>

- 市町村の復興まちづくりについて、景観と調和が図られるよう「ふるさと景観再生の手引き」や「景観と暮らしのデザインガイド」等の普及啓発に取り組みます。
- 住民主体のまちづくりを支援するため、地区ごとの進捗状況や住民意向の変化に応じた支援策を講じるとともに、先行地区の事例も紹介するなどの取組を進めます。
- 災害公営住宅の確実な整備を進めるため、引き続き設計施工一括選定方式などの取組を推進するとともに、完成した災害公営住宅への円滑な入居を促進するため、入居を決めかねている方等への相談会を開催します。
- 被災者の持ち家再建に向けて、沿岸市町村において住宅再建相談会を継続開催します。また、職人不足等を解消し住宅再建を円滑に進めるため、応急仮設住宅を用途廃止し、工務店等に対し仮設宿泊施設として無償貸与する取組を進めます。

【用語解説】

※1 認定長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じる住宅として所管行政庁の認定を受けたもの。措置に関する認定基準の項目には、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、バリアフリー性、省エネルギー性などがある。

※2 岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度

被災者の方が工務店を円滑に見つけられるよう、また工務店等が工事を円滑に進められるよう「工務店紹介支援」「職人融通支援」「資材確保支援」を行うもの。

政策項目No.40：社会資本の維持管理と担い手の育成・確保

課 題	今後の方向
① 道路等の社会資本の更なる安全性や信頼性の確保が求められており、維持管理計画等に基づく計画的・効果的な維持管理に引き続き取り組む必要があります。	① 橋梁長寿命化修繕計画により、予防保全型の維持管理に引き続き取り組むとともに、維持管理計画等が未策定の分野についても策定に向けた取組を進めます。
② 県営住宅ストックの有効活用により持続的な住宅セーフティネットの構築が求められています。	② 県営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な維持、整備に取り組めます。
③ 地域の実情に応じた社会資本の効果的な維持管理を推進し、住民との協働による維持管理の取組を更に進めるため、使いやすい制度への改善に取り組む必要があります。 また、更なる制度周知にも取り組む必要があります。	③ 協働団体の拡大を図るため、協働団体の意見もふまえて使いやすい制度となるよう制度改善にも取り組めます。 また、地域住民に対して更なる事業の周知を行います。
④ 復旧・復興事業の終了後の健全経営を見据えた、建設企業の経営改善の取組を引き続き支援していく必要があります。 また、復興需要の増加に伴う建設企業における技術者等の不足の解消へ向け、引き続き人材の確保・育成の取組を進める必要があります。	④ 復旧・復興事業の終了後、地域の建設企業が、安全で安心な住民の暮らしを守り、社会資本等の維持管理の担い手として存続するために、本業である建設業を主体とした経営基盤の強化が図られるよう、講習会などの開催を通して、新分野進出等の取組や健全経営を見据えた事業展開を引き続き支援します。 また、建設業のイメージアップや建設労働者の資格取得のための支援も引き続き行い、建設企業に必要な建設技術者等の育成と確保を図ります。

総 括

以上のことから、社会資本の維持管理と担い手の育成・確保のため、維持管理計画等が未策定の社会資本の分野について引き続き策定に向けた取組を進めるほか、維持管理計画等に基づく計画的かつ効果的な維持管理を進めます。

また、技術と経営に優れた地域の建設企業が、安全で安心な住民の暮らしを守り、社会資本の復旧・整備や維持管理の直接の担い手として存続できるよう引き続き支援します。

反映結果

<その他取組の改善強化等>

- 維持管理計画に基づく、予防保全を基本とした適切な維持補修を推進します。また、道路施設の点検に必要なマンパワーやノウハウが不足している市町村に対する支援体制を構築します。
- 地域社会の維持に不可欠な地域維持事業（道路維持、河川維持、除雪等）を円滑かつ安定的に実施するため、地域維持型契約方式[※]を引き続き実施し、適切な維持管理に努めます。
- 復旧・復興事業完了後も、建設業者が本業である建設業を主体とした健全経営ができるよう、講習会の開催などを通じた支援を推進します。
- 建設企業の技術者等の不足の解消と世代交代を図るため、建設業への入職支援や離職の抑制、建設技術者等の育成を支援します。

【用語解説】

※ 地域維持型契約方式

将来にわたり、地域社会の維持に不可欠な地域維持事業（道路維持、河川維持、除雪等）に円滑かつ安定的に対応するため、従来の契約方式（単体企業、単年度）とは異なる包括的な契約単位（業務、地区、複数年度）や地域企業の包括的な体制（共同企業体）により、地域の実情に応じて実施する方式。

政策項目No.41：公共交通の維持・確保と利用促進

課 題	今後の方向
① 公共交通を巡る環境は厳しさを増している状況であることから、交通事業者に対する一定の財政支援を行っていますが、財政支援のみに頼らない取組も必要となっています。	① バス路線維持に係る一定の財政支援を継続する一方、交通事業者、行政、住民の連携、創意工夫による効率的な地域公共交通体系の再構築を図ります。
② 交通施策は専門性を伴うものの、専門組織、職員が配置されている市町村は少ない状況となっています。	② 公共交通活性化支援チーム等により、市町村の抱える地域課題の解決支援を行っていきます。
③ 「減クルマ」チャレンジウイークについて、参加者数が目標には達していないことから、参加者の増加に向けた方策を講じる必要があります。	③ 市町村と連携し、地域の公共交通の利用促進につながる「減クルマ」チャレンジウイークの取組をPRし、参加拡大に努めます。
④ 三陸鉄道は全線運行再開しましたが、JR山田線及び大船渡線の復旧については、JR東日本と協議を進めている状況です。 また、被災市町村においては、まちづくりの進展に伴う住民のニーズへの対応が必要となっています。	④ JR線については、運行再開までの間における代替交通の利便性向上に関する取組を進めるとともに、地元市町村等と連携して、早期復旧に向けた取組を加速化させます。 また、被災市町村において、まちづくりの進展に合わせた交通体系が構築されるよう、公共交通活性化支援チーム等により、市町村の取組を支援していきます。

総 括

以上のことから、県民の日常生活に必要な、使いやすい安定した公共交通サービスを持続的に提供するため、市町村における交通施策の推進を支援するほか、公共交通の利用促進に向けた取組の連携を図ります。

また、被災地域の交通を確保するため、JR線について、その早期復旧に向けて、関係機関との協議、検討を加速化させていくほか、仮設住宅や復興まちづくりの進展に合わせた交通体系を再構築していきます。

反映結果

<新規事業の創設>

- 人口減少や高齢化が進展する中で、地域社会の活力を維持・向上させるために、地域公共交通が果たす役割が増大していることから、市町村が主体となった公共交通ネットワークの再編や利用促進等の取組を支援するため、「地域公共交通活性化推進事業費補助（H27 予算 15,000 千円）」を創設します。

<既存事業の拡充>

- 三陸鉄道の駅舎等を新しいまちづくりに合わせて大胆に整備し、「新しい三陸鉄道」を三陸復興の象徴且つ三陸活性化の起爆剤とするため、「三陸鉄道復興地域活性化支援事業（H27 予算 262,000 千円）」を拡充します。

<その他取組の改善強化等>

- 被災市町村を対象に「沿岸市町村公共交通確保連絡会議」を開催し、国・県・市町村・交通事業者間での課題の情報共有や有識者によるアドバイス等を通じ、被災市町村の交通ネットワークの再構築を支援します。

補 足

- J R山田線、宮古・釜石間について、地元の総意として、J R東日本からの支援を前提に、三陸鉄道による運営を受け入れ、早期復旧を目指していくことになりました。

政策項目No.42：情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進

課 題	今後の方向
① 全ての県民がブロードバンド※1を利用できる環境が整いましたが、被災地域の情報通信基盤の復旧、集団移転や新たなまちづくり等に伴う通信・放送基盤の整備に取り組む必要があります。	① 集団移転地等において新しい生活を円滑に開始するためのブロードバンドや放送の受信施設環境等、被災地域における復旧、復興に資する通信・放送基盤の整備に取り組みます。
② 携帯電話のサービスエリアは着実に拡大しているものの、震災等を背景に市町村が携帯電話の不感地域解消を要望する地域が増加していることから、携帯電話基地局施設を整備する必要があります。	② 携帯電話不感地域を解消するため、市町村と連携しながら、通信事業者への要請や国の補助事業の活用により、携帯電話の基地局施設整備の促進を図ります。
③ スマートフォンの普及もありインターネット利用率は上昇傾向にありますが、充実した通信環境を生かし、ICT※2の利活用をより一層進めることにより、震災からの復興、産業の振興、誰もが地域で安全に安心して暮らせる環境の実現を図る必要があります。	③ 復興・地域活性化を図るツールとして、産業や医療・福祉、安心・安全など様々な分野におけるより質の高いサービスの提供等、ICT利活用の充実に取り組みます。
総 括	
以上のことから、情報通信基盤の復旧・整備と情報通信技術の利活用促進のため、超高速ブロードバンド基盤や携帯電話の基地局施設をはじめとした情報通信基盤の復旧・整備を図るとともに、震災からの復興と地域活性化を目指してICTの利活用促進の取組を進めます。	
反映結果	
<その他取組の改善強化等>	
● 携帯電話不感地域を解消するため、平成27年度は、市町村と連携し国の補助事業を活用して、2市町の携帯電話の基地局施設整備の促進を図ります。（「携帯電話等エリア整備事業費補助（H27予算130,492千円）」）	

【用語解説】

※1 ブロードバンド

高速・大容量通信のこと。

※2 ICT (Information and Communication Technology)

情報や通信に関する技術の総称。ITに代わる表現として広く用いられている。